



平成19年(2007年)	10月1日現在
人口7万3824人	前月比 7人減
男:3万6281人	女:3万7543人
世帯 2万9762世帯	
動き 出生 60人	死亡 41人
(9月分) 転入 206人	転出 232人

ホームページ
http://www.city.yawata.kyoto.jp/

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書政策室秘書課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 F A X (075)982-7988



広報やわたは、古紙配合率100%再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています

さわやかな秋

心身ともに

リフレッシュ



市では市民の体力向上や健康増進を図るため、スポーツ施設の無料開放、各種の健康相談や運動指導などの教室を開催しています。
また市民スポーツ公園が、今年度で施設開設20周年を迎えることを記念して、11月18日にフェスタを開催します。
ほおにわたる風もさわやかなこの季節、年齢を問わず楽しめるフェスタに参加して心身ともにリフレッシュしましょう。

市民スポーツ公園開設20周年記念フェスタ 11月18日(日)開催

◇屋外施設では(雨天の場合は中止します)

・テニス体験レッスン～初心者向け～
事前申込要

【小学生の部】①午前10時～11時②午後11時10分～午後0時10分

【一般の部】①午前10時～11時②午後1時～2時

【60歳以上の部】①午前11時10分～午後0時10分②午後1時～2時

※定員は各クラス10人

・テニスコート開放(4面)事前申込要
1グループ(4人以上)につき1面1時間、利用できます。

【時間】午前10時～午後3時
・壁打ちコート開放～バスケットボール・フットサル・テニスの壁打ち～1グループにつき30分、利用できます。

【時間】午前10時～午後3時
・グラウンドゴルフ体験
家族やグループで楽しんでいただきます。(個人参加可)

【時間】午前10時～午後3時

※園内施設については、すでに締め切りが済んでいます。詳しい問い合わせは市民体育館(☎983-6111)まで

◇体育館では(室内用シューズを持参ください)

・バランスボールdeエクササイズ～インストラクターによる指導～事前申込要

【対象】18歳以上 定員50人

【時間】午前10時～11時30分

・トレーニングルーム開放～インストラクターによる指導・相談～

【対象】15歳以上(中学生除く)

【時間】午前10時～午後3時

・メタボリックシンドローム・転倒予防等講習会～インストラクターによる指導～事前申込要

【対象】60歳以上 定員40人

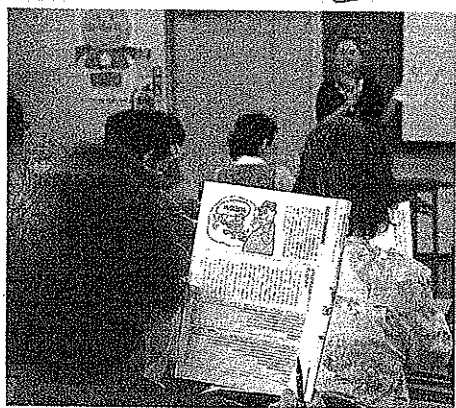
【時間】午前10時30分～正午

・アリーナ開放～卓球・パドミントン・ソフトバレー～

【時間】午後0時30分～3時

無料配布 公園樹木の剪定枝チップ 正午～整理券配布 先着300人

生活習慣病の予防には適度な運動



保健師からの説明に聞き入る参加者(母子健康センター)

10月10日、市の母子健康センターで男性のための健康づくり教室(全5回、2回)と動脈硬化症予防教室(全4回、初回)が合同で開催されました。

予防、対策方法を学ぶ

今回は、最近よく耳にするメタボリックシンドロームをテーマに、マにみぎはし医院の石橋龍爾院長の講演があり、40歳以上の男女32人が受講しました。

メタボリックシンドロームは内臓脂肪の蓄積が原因で、やがては動脈硬化や生活習慣病の悪化など重大な病気を招きやすいため、早期の予防や対策が必要。一症状がないから大丈夫ではなく、適正なエネルギーを摂取して、ウォーキングなどの運動を継続することが効果的な対策との講師の説明に参加者は真剣に聞き入っていました。(4面に関連記事)



いきいきと楽しく運動をするシニアの皆さん(10月12日、市民体育館)

仲間と楽しく活動

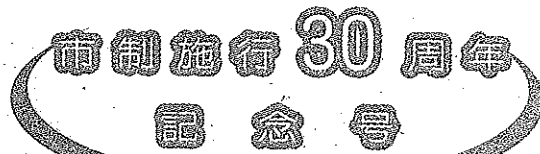
60歳以上の人を対象としたシニアスポーツクラブが市民体育館で行われていて、元気いっぱい活動しています。健康運動士が柔軟から筋力アップ、生活習慣病等の予防トレーニングまで、毎回練習メニューを替えて道具を使い、ストレッチ等の運動を行っています。同クラブは火曜と金曜の2コースがあり、各コース12回を1つのサイクルとしていますが、楽しく健康増進が出来るとあって、ほとんどの人が継続で長く続けています。

内里在住の後藤恒三さん(66)・智恵子さん(66)夫妻は参加して4年。ご主人の恒三さんが病気で退社して太ってきたのがはじめたきっかけで「雰囲気がいいから楽しんでます。継続は力ですね、効果もあがっています。これからはもっと続けていきたい」と笑顔で語ってくれました。

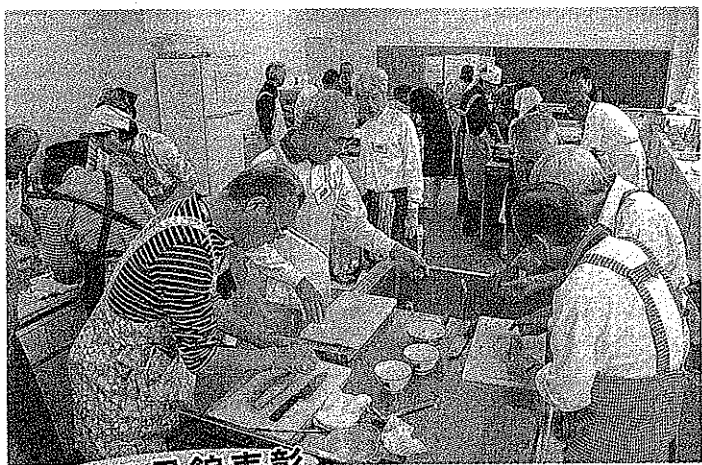
子育て支援医療費助成制度を拡充	2面
小学校跡地等の活用に意見を募集	3面
新しい健診・保健指導がスタート	4面
高齢者の医療制度が変わります	5面

今月の重要内容

情報・相談・子育て	6～9面
保健医療・福祉	10・11面
まちの話	12面
市制施行30周年記念特集	A～D面



今月号はフルカラー版です



男性の料理教室には毎回、多くの人が参加(10月13日)

優良公民館表彰

男山公民館が受賞

男山公民館が10月22日、東海大学校友会館(東京都)で文部科学省大臣から優良公民館として表彰されました。

これは文部科学省が全国の公民館のなかで、特に事業内容・方法等に工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として表彰しているもので昭和23年から始まり、今回で60回目となります。

男山公民館は、地域の生涯学習の拠点として地域住民に学習の機会と場を提供するとともに、公民館サークルまつりなどにより、地域住民の学習意欲の喚起に努めています。今回の受賞においては、府を通じて文部科学省に特色のある事業として、男女共同参画社会の促進を図る目的で実施している「男性の料理教室」が

紹介されました。この他に男山公民館では、子どもらが遊びや歌などを通して英語に触れる「キッズ・イングリッシュ」など、多彩な公民館講座



公民館では市民や市内在勤者らが参加できる多彩な講座を開催(10月13日、キッズ・イングリッシュ)

が開催されています。また市内には、生涯学習センターを中心に公民館が4館と2つのコミュニティセンターがあり、市では地域の文化や活動等に応じた事業や子どもの居場所づくりとしての事業などを展開しています。

◆問い合わせ 生涯学習センター ☎983-6002



自衛消防隊長の足立さん(左)と同連絡係の喜多見嗣さん

市消防本部は9月25日、隣接する倉庫火災の消火活動に協力した株式会社イトキの

自衛消防隊に感謝状

倉庫火災で消火協力

自衛消防隊に感謝状を贈りました。

9月5日の昼前に発生した火災は、鉄骨トタン葺きトタン張り2階建ての倉庫を全焼しました。この火災を最初に発見した出荷作業中の同社の社員は、自衛消防隊長の足立勝平さんに連絡。足立隊長は約25人の隊員を集め、市消防本部に通報する一方で、屋外消火栓等により迅速、有効的な初期消火活動を行い、被害を最小限に食い止めた。

消防本部を訪れた足立さんは「一日ごうからの消火訓練が



八幡市環境市民ネット(会長・有元佐治)が主催する環境ポスターコンクール表彰

大賞は上田光さん

環境ポスターコンクール

賞を八幡第三小学校が受賞しており、2年連続で市内の小学校在賞したことになりました。また男山中学校が、昨年度「健やか奨励賞」を受賞しています。

◆問い合わせ 消防本部

ポスターコンクールの入賞者の皆さん

◆問い合わせ 環境保全課

【自治連合会賞】野々村ノア(第一小1年、中村悠里(同5年)、山口璃虹(南山小4年)、丸山七海(第五小4年)、田中梨恵(八小6年) 【特別賞】温水奈菜(東小5年)、白石朱美(八小5年)、三宅しえり(第二小2年)、松尾優里(南山小1年) ※ポスターは来年1月6日から2週間、文化センターで再展示する予定です。

(現行)

	満3歳以下	満4歳～就学前	小学生～中学生
入院	1医療機関1カ月200円の自己負担で受診		1医療機関1カ月200円を超えた額を助成
通院	1カ月3,000円を超えた額を助成		



(平成19年12月診療分から)

	満3歳以下	満4歳～就学前	小学生～中学生
入院	1医療機関1カ月200円の自己負担で受診		1医療機関1カ月200円を超えた額を助成
通院			

子どもにかかる医療費を軽減するため、市は子育て支援医療費助成制度を拡充し、小学校就学前の幼児の医療費を12月診療分からすべて2,000円としました。

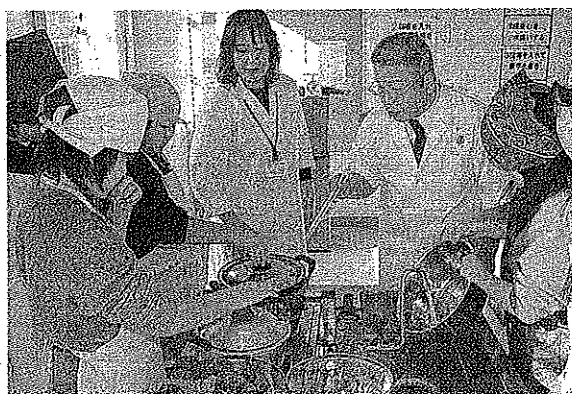
子育て支援医療費助成制度を拡充

就学前の医療費が月額200円に

安心して育児に取り組め
子育て支援
医療費助成制度

今回の助成制度の改正は、満4歳から就学前まで、通院にかかる医療費の自己負担額を、現行の月3,000円から同2,000円とするものです。これにより就学前までの市内に住む幼児の入院や通院にかかる医療費の自己負担額が、1医療機関、1カ月2,000円となります。また入院については、中学校を卒業するまで2,000円(申請が必要)となっています。

健やか賞に中央小 健康教育の実践を評価



日本食のだしの取り方などを学ぶ児童(昨年12月)

福知山市厚生会館で10月25日、開催された第51回京都府学校保健研究会で、中央小学校が平成19年度京都府

健康教育推進優良校表彰の「健やか賞」を受賞しました。この賞は健康教育が総合的に実践され、成果をあげている

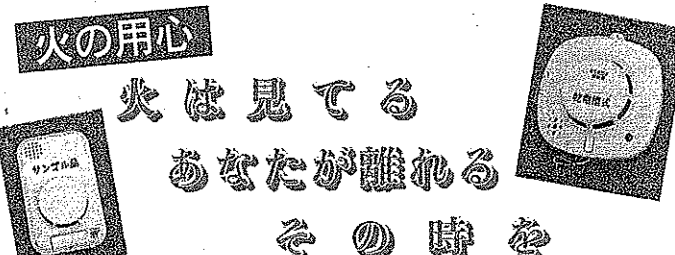
学校に贈られます。中央小では、児童が自分の生活(食・寝・遊ぶ)を振り返り、健康な生活の実践と習慣化を図る取り組みを進めています。教師の一方的な指導だけでなく、児童会活動による啓発活動や放課後スポーツ活動、校内掲示の工夫等も活かした指導を行ってきました。また市内の料理「松花堂吉兆」の協力を得て、日本食のよさを保護者とともに学ぶなど、家庭の食生活を見直す機会の提供や健康相談などの取り組みが評価されました。

今回、「健やか賞」を受賞したのは府山城教育局管内で中央小のみです。18年度は同

るように、乳幼児が病気がけがで医療機関にかかった場合、医療費の自己負担額を助成します。助成を受けられる人は市内に住所があり、健康保険に加入している乳幼児および児童です。

受給者証の交付
出生届を提出し、加入される

ている健康保険で認定後、または転入届を提出後に申請してください。受給者証をお渡しします。申請には乳幼児の名前が記載された健康保険証と印鑑が必要です。



火の用心
火は見てる
あなたが離れる
その時を
秋の全国火災予防運動(11月9日～11月15日)
備えよう!住宅用火災警報器
火災が発生しやすい季節です。
火の元には十分注意しましょう。

消防本部 ☎981-4119		
19年1月～9月累計()内9月分	昨年同月累計	
火災出動	23件 (2件)	12件
火災以外の出動	121件 (14件)	132件
救急出動	2391件 (271件)	2384件
搬送人員	2269人 (258人)	2273人

市の公共施設有効活用検討会議では、来年度から実施される市内小学校の再編による跡地等の有効活用について、中間報告書をご提出しました。この中間報告書に対し、皆さんのご意見や提案を募集します。

小学校跡地等を有効活用

皆さんの意見や提案を募集

「八幡小学校再編整備計画」(平成18年3月策定)により平成20年度から、市立小学校を11校から8校に統合するなどの再編が実施されます。

市では、貴重な資源・資産である統合後の学校跡地や施設の有効活用を図るため、関係職員による「公共施設有効活用検討会議」を設置し、第4次八幡市総合計画や第4次行政改革の基本方針や議案からの提言等を踏まえて、中間報告をまとめました。

今後は、この報告について多くの市民の意見をお寄せいただき、市の考え方を整理したうえで、活用に向けた最終報告を行う予定です。(最終報告はホームページ等で公表する予定です)

◇中間報告書◇ 活用に向けて

学校跡地施設(第五小・東小・第四小)の活用にあたっては、本市のまちづくりの課題と厳しい財政状況に効果的に対応したもので、まちの活性化や魅力化に大きく寄与することが必要です。また、すべてを公共施設として整備・活用する以外にも選択肢があ

募集期間 11月1日から11月30日まで
 応募資格 市内在住・在勤・在学者または市内に事務所・事業所を有する人
 提出方法 郵送またはファックス(FAX982-7988)、電子メール(keiyaku@mb.city.yawata.kyoto.jp)で提出してください。郵送の場合は、市内公共施設に設置してある「市民の声」記入用紙(切手不要)を使用してください。※住所、氏名をご記入願います。市外在住者は、在学する学校名、勤務する事業所名、所有する事業所名のいずれかを記入してください。電話でのご意見等には応じかねますので、ご了承ください。
 その他 公共施設有効活用検討会議中間報告書は、市のホームページ(http://www.city.yawata.kyoto.jp/)または市役所2階の閲覧コーナーでご覧になれます。

◆問い合わせ
 契約検査課 ☎983-1952(直)

市制30周年記念



松花堂庭園の ライトアップ

11月23日(金・祝)～25日(日)午後6時～9時
 松花堂庭園(入場は無料。抹茶をご希望される人は300円)



石灯ろうと約1000本の竹ロウソクが幽玄の世界を演出します。紅葉の季節に合わせた夜間ライトアップされた松花堂庭園。秋の夜のひとときをお楽しみください。
 ※駐車スペースには限りがあります。なるべく公共交通機関をご利用ください。

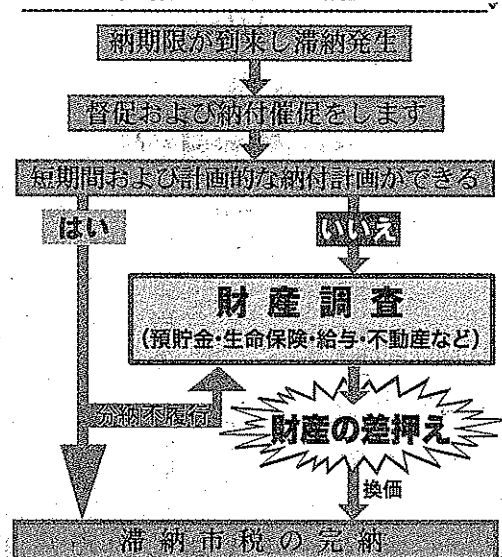
◆問い合わせ 商工観光課

市税の納め忘れは ありませんか？

納税は国民の三大義務のひとつになっており、社会保障の充実、教育、住宅や道路の整備等の行政サービスを行うための貴重な財源です。もしもあなたが、市税を滞納してしまつておられるでしょうか。市の財政を圧迫し、行政サービスの低下を招きかねません。市税をきちんと納付していただいている

大部分の善良な納税義務者との公平性を欠くことにもなりません。
 ○払えない事情等がある人は、病气や失業・経営不振等やむを得ない理由で一時的に税金を納付することが困難な人は、そのまま放置せずに納税課までご相談ください。

滞納処分の流れ



○放置すると滞納処分の対象に そのまま放置し続けると、やむを得ずあなたの財産等を差し押さえる強制執行をすることになります。この強制執行では、本税の他に督促手数料や延滞金(年14・6%)が加算され、経済的な不利益と社会的信用を失いかねません。市税の納税は、納税課へご相談ください。

市民スポーツ公園開設20周年

新しい家族の誕生を記念して苗木を無料で配布します。

緑豊かな子どもたちの未来に向けて苗木を育ててみませんか。たくさんのご応募をお待ちしています。

▽申込資格 市内在住の人で平成19年1月1日から12月31日までに子どもが誕生された人

▽申込締切 平成20年1月15日

▽配布場所 市民スポーツ公園・さつき近隣公園・くすのき近隣公園

誕生記念に 苗木を プレゼント

▽配布予定 平成20年2月下旬(体育館より後日お知らせします)

▽配布苗木 ペンジャミン(常緑樹)葉が緑色で光沢、観葉植物として知られる・クロガネモチ(常緑樹)花は淡紫色、5月～6月に咲く・ハナミズキ(落葉・高木)花は白や桃色、4月から5月に咲く・ハナズオウ

(落葉・低木)花は紅や赤紫、3月～4月に咲く。

※1人につき1種類。花の色指定はお受けできませんのでご了承ください。配布当日は確認のため、母子手帳等子どもの誕生が確認できるものをご持参ください。

◆問い合わせ・申し込み 住所・氏名・電話番号と子どもの名前、誕生日、希望する苗の種類、配布希望場所をご記入のうえ、ハガキ(〒614-8196野尻正畑12)またはファックス(FAX981-6820)で市民体育館(☎981-6111)までお申し込みください。

「自分にあった仕事が見つからない」「面接が苦手」という若い人(おおむね35歳以下)を対象に若年者就職支援セミナーを開催します。参加は無料。お気軽に参加ください。

【1日目】
 ◇日時 11月26日(月)午前10時～午後4時
 ◇会場 市文化センター
 ◇内容 ①オリエンテーション・会社で働くとは?(企業が求める人物像を考え、就職活動の進め方を学びます)②働いてみたい仕事とは?(検査で自分の興味のある仕事を知り、あなたの長所・短所を確認します)③応募書類の作成(就職活動に使う応募書類の種類や書き方のポイント、志望動機と自己PRの仕方を学

若年者就職支援セミナーを開催

あなたの就職活動を応援します

びます)④面接練習(模擬面接を行い、受け答えおよびマナーのレベルアップを図ります)など

【2日目】
 ◇日時 11月27日(火)午前10時～午後4時
 ◇会場 南ヶ丘隣保館
 ◇内容 個別面談(受付時に時間を指定)。就職活動の方法や悩みなどにアドバイスします。

◆参加申し込み 11月22日(木)までに電話かFAXで住所・氏名・年齢・電話番号をお知らせください。
 ◆問い合わせ・申し込み 商工観光課(☎983-1111・FAX982-7988)または南ヶ丘隣保館(☎981-3127、FAX983-4545)

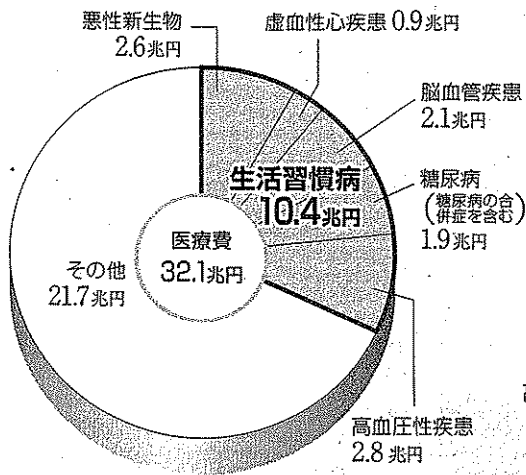
平成20年4月から

新しい健診・保健指導がスタート

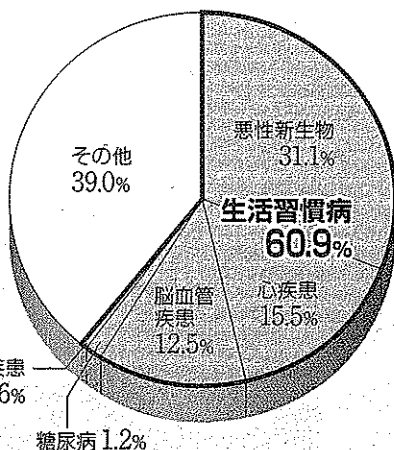
40歳から74歳までを対象

生活習慣病の医療費と死亡数割合(厚生労働省発表資料より)

医療費(平成16年度)



死因別死亡割合(平成16年度)



※表示単位未満を四捨五入しているため表示数字の合計が合計値と合わない場合があります

平成20年4月から、40歳から74歳までの人を対象に「特定健診・特定保健指導」が実施されます。「特定健診・特定保健指導」では、生活習慣病を予防することを第一の目的とした健康診断とその後の栄養・運動指導などが行われます。いつまでも健康でいるためには、予防が何よりも大切。この新しい健診・保健指導を活用し、皆さんの健康づくりにお役に立てたい。

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加しています。死亡原因でも生活習慣病が約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1となっています。このため特定健診・特定保健指導では、生活習慣病を引き起こす確率が高いとされるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

内臓脂肪型肥満

- 脂質異常
 - 血圧高値
 - 高血糖
- いずれか1つをもっている
▶メタボリックシンドローム予備群
- いずれか2つ以上をもっている
▶メタボリックシンドローム

特定保健指導対象者の判定基準

内臓脂肪型肥満

腹囲 男性 85cm以上 女性 90cm以上 (またはBMI 25以上)

内臓脂肪型肥満に加え、以下の項目が該当

高血糖

空腹時血糖 100mg/dl以上 (またはHbA1cが5.2%以上)

脂質異常

中性脂肪 150mg/dl以上
または HDLコレステロール 40mg/dl未満

高血圧

収縮期血圧 130mmHg以上 または 拡張期血圧 85mmHg以上

喫煙習慣がある

喫煙は動脈硬化の直接の原因となります

※BMI(体格指数)=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常という危険因子を2つ以上もっている状態をいいます。メタボリックシンドロームの状態になると、動脈硬化が急速に進みます。



腹囲はおへその高さを測ります

メタボリックシンドロームに着目した健診

メタボリックシンドロームに着目した健診は、内臓脂肪型肥満を見つけたための腹囲測定やLDLコレステロール検査などの検査項目が加わり、メタボリックシンドロームの該当者や予備群をいち早く見つけ、生活習慣病の発症リスクなどから階層化した3つのグループ(情報提供・動機づけ支援・積極的支援)ごとに生活習慣病に進行しないための保健指導が行われます。内容はメタボリックシンドロームから脱するため生活習慣改善を中心とした生活習慣改善の支援です。

特定健診・特定保健指導の判定基準により、リスクに合わせて保健指導

リスクが重なりだした段階 積極的支援

健診結果の改善に向けて、継続的に実行できるような支援がなされます。

リスクが出現しはじめた段階 動機づけ支援

自分の生活習慣の改善点や実践していく行動などに気づき、自ら目標を設定し、行動につなぐことができるような支援がなされます。

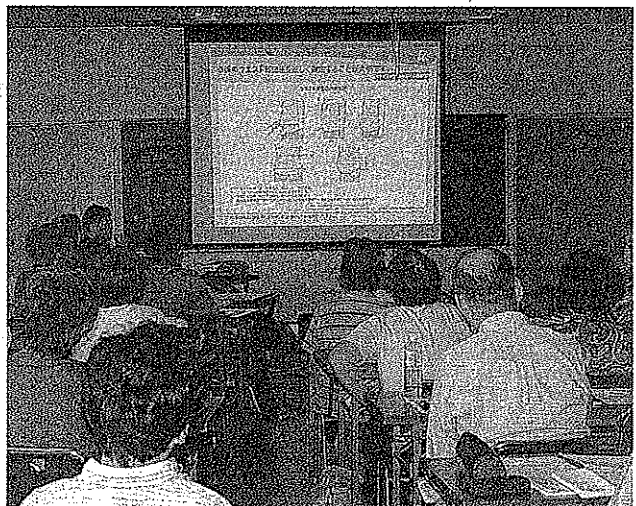
今のところメタボリックシンドロームではない 情報提供

健診結果から今の健康状態を把握し、健康な生活を送るための生活習慣の見直しや改善のきっかけとなる情報が提供されます。非該当者だけでなく、全員に実施されます。

受診しやすい体制に

40歳から74歳までの人を対象として1年に1回、健診が実施されます。医療保険者が委託した健診・保健指導機関で受診することになります。これまで受診機会の少なかった被扶養者(家族)へは、これまでの健診受診の実態把握を行って、受診場所、受診方法等、受診しやすい体制を整えます。

- これまでの健診
 - ・職場の事業所健診
 - ・健康保険の一般・成人健診や生活習慣病予防健診
 - ・市町村の基本健康診査など
- 特定健診・特定保健指導
 - ・医療保険者(組合健保・政府管掌健康保険・共済組合・国保)が、加入している被保険者・被扶養者(家族)に実施



メタボリックシンドロームの話を聞く健康づくり教室の参加者(10月10日、母子健康センター)

健康を守るため 受診しましょう

問い合わせ 健康推進課・国保年金課

特定健診を受けなかったからといって、罰則があるわけではありませんが、特定健診・特定保健指導では、医療保険者ごと、対象者の受診率やメタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少率の目標が定められ、その目標の達成率に応じて、平成20年度から創設される75歳以上の人の医療制度(後期高齢者医療制度)への支援金が、平成25年度から加算または減算されることになっています。健診を受ける人が少なければ、それだけ健康が脅かされるリスクが高まるだけでなく、将来的に支援金の加算・減算により、保険料が高くなったり、他の保健事業の実施に影響が及ぼる可能性があります。

「暇が無い」「面倒だ」と健診を先延ばしにするのではなく、あなた自身の健康を守るため、高齢社会における医療費の増加を防ぐために、年に1回の健診を欠かさないうちにしましょう。

【老人保健制度と後期高齢者医療制度の比較】

平成20年4月から
高齢者の医療制度が
新しくなります

「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、平成20年4月から現行の「老人保健制度」に代わり「後期高齢者医療制度」が始まります。現在、老人医療を受給されている人は、来年の4月からは「後期高齢者医療広域連合」が行う後期高齢者医療の被保険者となります。京都府では、府内の全市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営を行います。

	老人保健制度	後期高齢者医療制度
対象となる人	○75歳以上の人 ○65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると市町村の認定を受けた人	○75歳以上の人 ○65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた人 ※ただし制度移行時において、老人保健制度で認定を受けている人については、広域連合の認定を受けたものとみなします
医療保険制度について	国民健康保険または被用者保険に加入しながら老人保健制度で医療を受給	国民健康保険または被用者保険から脱退して広域連合が行う後期高齢者医療制度に加入
医療機関に提示するもの	国民健康保険または被用者保険の保険証と老人保健制度の医療受給者証の2枚	広域連合が交付する後期高齢者医療制度の保険証1枚
運営主体	市町村	後期高齢者医療広域連合(都道府県の区域ごとに区域内の全市町村が加入)
財源	公費(国、都道府県、市町村)約5割、国民健康保険または被用者保険の保険料約5割	公費(国、都道府県、市町村)約5割、後期高齢者支援金(現役世代からの支援)約4割、被保険者の保険料約1割

後期高齢者医療制度の
主なポイント

- 75歳以上の人と一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満の人が対象
- 現在加入している国民健康保険や被用者保険(政府管掌健康保険・健康保険組合・共済組合・船員保険等)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入
- すべての被保険者の人が保険料を負担
- 保険料は原則として年金から天引き

医療費の
自己負担

老人保健制度と同様に、一般の人は1割負担、現役並み所得者は3割負担となります。

【自己負担限度額について】

医療機関で受診した際に支払った医療費が、1か月に表の限度額を超えた場合は、申請するとその超えた分が高額療養費として支給されます。

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者 ※1	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%(多数該当は44,400円) ※2
一般	12,000円	44,400円
非課税世帯 ※3		
低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)	8,000円	15,000円

※1 現役並みの所得者とは、70歳以上の国民健康保険の被保険者または老人保健で医療を受ける人のうち、課税所得が145万円以上ある人が同一世帯にいる人をいいます。ただし、70歳以上の人々が2人以上の場合は年収の合計が520万円未満、1人の場合は383万円未満であることを申請すれば「一般」世帯と同様に1割負担となります。
※2 多数該当とは過去12か月以内に同じ世帯で4回以上該当した場合の4回目以降の自己負担限度額。
※3 低所得Ⅱは世帯主および世帯全員が住民税非課税となる場合。
低所得Ⅰは世帯主および世帯全員が住民税非課税で、かつ各種収入から必要経費と控除を差し引くと0円となる場合。

保険料

世帯単位から個人単位の負担に

保険料額は、所得割額(被保険者の所得に応じてかかる金額)と被保険者均等割額(被保険者全員に均一にかかる金額)の合計額となり被保険者一人ひとりに賦課されます。所得の低い人や、これまで被用者保険の被扶養者として保険料の負担がなかった人については保険料の軽減措置があります。1人あたりの年間保険料の限度額は50万円です。
保険料率に関することは、広域連合議会において決定します。

保険料の納め方

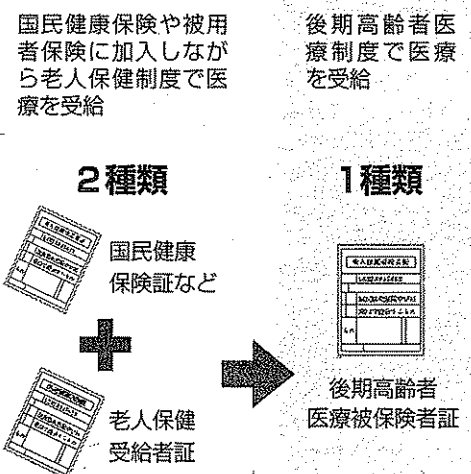
保険料は原則として年金からの天引きになります(特別徴収)。ただし年金の年額が18万円未満の人や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える人などは天引きの対象になりません。平成20年4月1日から被保険者となる人で、特別徴収の対象となる人については、平成20年4月支給分の年金から天引きが始まります。
特別徴収されない人については、口座振替等の方法により市に納めていただきます(普通徴収)。

給付について

主なものとして、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、高額療養費の支給、療養費の支給等があり基本的に現行の老人保健制度と同様です。また新たに設けられるものとして、高額介護合算療養費の支給があります。

現行

改正後



保険料の軽減

【低所得者の場合】

- 世帯主と世帯内のすべての被保険者の総所得金額等の合算額が次の場合、被保険者均等割額を軽減する措置があります。
 - 基礎控除額(33万円)以下の世帯 → 7割軽減
 - 基礎控除額+24.5万円×世帯内の被保険者数(被保険者である世帯主を除く) → 5割軽減
 - 基礎控除額+35万円×世帯内の被保険者数 → 2割軽減

【被用者保険の

被扶養者であった場合】

資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった人は、資格取得日から2年間被保険者均等割額の5割が軽減されるとともに、所得割はかかりません。また国においては、激変緩和措置が検討されています。

問い合わせは社会福祉課へ

児童虐待は、子どもの心と身体の健全な成長や、人格の形成に深刻な影響を与える重大な人権侵害です。
平成17年4月から改正児童福祉法が施行され、児童相談所、児童虐待の通告先は身近な窓口として市町村で受け付けています。本市では「八幡市児童虐待防止ネットワーク」を設置し、関係機関との連携を図りながら、虐待の未然防止、早期対応に取り組んでいます。
虐待って？
・身体的虐待(なぐる、ける、おぼれさせる、たばこの火を押しつける、熱湯をかける、戸外に閉め出すなど)
・ネグレクト(養育の拒否・放置) 家に閉じこめ、適切な食事を与えない、乳幼児だけを家に置き去りにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない、ひどく不潔なままにするなど
・性的虐待(性的ないたずら、性的行為の強要、わいせつな写真やビデオを見せるなど)
・心理的虐待(ことばによるおとし、極端な無視や冷たく接する、要求に答えないなどの拒否的態度、兄弟間の差別的な扱い、子どもの目の前で行為する夫婦間の暴力(D)など

みんなで守る子どもの笑顔

11月は児童虐待防止推進月間

子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告は義務)
- ②「しつけのつもり」「は言い訳(子どもの立場で判断)」など抱え込まない(あなたの出来ることから即実行)
- ③親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- ④虐待はあなたのまわりでも起こりうる(特別なことではない)

- 「児童虐待防止ネットワーク」主催の講演会を開催します。お気軽にご参加下さい。
- ▼テーマ 「児童虐待をめぐって」
- ▼講師 京都学園大学人間文化学部准教授 川畑隆氏
- ▼日時 11月27日(火) 午後3時~4時30分
- ▼場所 市文化センター
- ◆問い合わせ 児童福祉課

あなたの「もしや？」が子どもを救う
—身近な相談窓口・連絡先—
▽児童福祉課・家庭児童相談室 ☎983-3148
▽宇治児童相談所 ☎0774-44-3340
※緊急時は、土・日・祝日・夜間も対応しています。

▶シルバー人材センター

パソコン教室

日時 毎週(月・火・木・金・土)・午前コース(午前9時30分~正午)・午後コース(午後1時30分~4時) ※上記の曜日、時間以外の相談も受け付けます。

場所 シルバー人材センター
コース内容 ①パソコン入門と文書作成(ワード)②文書作成中級③インターネット④表計算入門(エクセル)⑤パワーポイント⑥画像処理(デジタルカメラ写真の加工ほか) ※特別コースは「心豊かな年賀状を作ろう」です。

受講料 1回2,400円※テキスト代300円。
問合せ 同事務局(☎983-0822)

スポーツ

▶理事長杯オープン

シングルス卓球大会

日時 11月25日(日)午前9時~午後6時

場所 市民体育館
種目 男女年齢別シングルス【ジュニアの部(中学生以下)、一般の部(年齢制限なし)、シニアの部(当日満50歳以上)、ベテランの部(当日満60歳以上)】

試合方法 予選リーグ後、決勝トーナメント

参加費 1人1,000円(中学生以下は500円)

申込み 11月10日(土)必着で、ハガキに大会名、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、種目、チーム名を明記し、〒614-8155上奈良城垣内22橋健三へ。参加費は同日までに指定郵便口座(口座No00930-1-182962八幡市卓球連盟)へ振り込んでください。

問合せ 市卓球連盟=橋(☎983-5670) ※電話での申し込みはご遠慮ください。

イベント

▶郷土史会歴史講座

日時 11月18日(日)午後1時30分~3時

場所 松花堂美術館

対象者 市民および郷土史会会員

内容 一勅祭「石清水祭・放生会」(2)

講師 石清水八幡宮権禰宣・田村美津男さん

※入場無料。申込不要です。

問合せ 社会教育課(☎983-5746)

▶不用品即売会と

衣類のリサイクル市

日時 12月1日(土)午前10時30分~午後1時(リサイクル市は午後3時まで)

場所 男山公民館
不用品および寄付衣服類の受け付け

場所	受付日
男山公民館	11月24日(土)
橋本公民館	11月29日(木)
志水公民館	

※時間はいずれも午前9時30分~正午です。詳細は下記まで。

問合せ 消費生活研究会=野間田(☎090-8794-5753)

▶人権のつどい

日時 12月8日(土)午後1時30分~

場所 文化センター

内容 記念講演「暮らしの中の人権」(講師:弁護士・野間督司さん)、オープニング:くすのきBANDミニコンサート、小・中学生の人権啓発ポスターコンクール表彰式

参加費 無料(申し込みが必要)

定員 300人(先着順)

申込み 11月2日(金)から文化センター、生涯学習センター、人権同和啓発課で入場整理券を発行します。

問い合わせ・電話での申し込みは人権同和啓発課(☎983-1792)へ

▶カトレア展



鉢花の女王カトレアを中心に珍しい洋蘭を展示します。

日時 11月25日(日)午前10時~午後4時

場所 男山泉集会所(ふれあいセンター泉)

※入場無料です。

問合せ 市文化協会男山蘭友会=小泉(☎983-1876)

▶市制施行30周年記念事業

宝くじふるさとワクワク劇場 in やわた



笑福亭仁鶴、オール阪神・巨人、今いくよ・くるよ=写真=のステージのほか吉本新喜劇メンバーとオーディションに合格した市民による「ほのほのコメディ劇場」などおきりのお笑いをお楽しみください。

日時 平成20年1月26日(土)午後4時~

場所 文化センター

入場料 全席指定前売2,000円(当日500円増)(文化センター、ローソン、チケットぴあなどで販売中です) ※宝くじの助成による特別料金。

「ほのほのコメディ劇場」への出演者を募集します。公開オーディション 平成20年1月12日(土)午後2時~、文化センター 申込み 12月18日(火)までに、ハガキまたはFAXで住所、氏名(フリガナ)、性別、年齢、電話番号を〒614-8037八幡高畑5-3文化センター「オーディション」係(FAX971-2114)まで。

問合せ 文化センター(☎971-2111)

▶福祉バザー

日時 11月10日(土)午前10時~午後1時

場所 福祉商工会館

提供品の種類 日用品・雑貨・賞味期限内の食料品・新品の衣料品など ※提供できる人は11月7日(水)までに電話で社会福祉協議会へ。

値札付け 11月8日(木)、9日(金)に行います。参加していただけるボランティアも募集しています。

問合せ 社会福祉協議会(☎983-4450、FAX983-5798)

▶(祝)市制30周年記念

音の祭典 in YAWATA

日時 11月23日(金・祝)午後0時50分開演

場所 文化センター

出演 市内小学校5校、一般3団体

内容 小学生による器楽合奏・合唱・金管バンド演奏、一般団体による合唱・和太鼓および吹奏楽の演奏 ※入場無料。申込不要です。

問合せ 市文化協会(☎983-9202)

八幡市は今年で30歳です。「市制施行30周年をむかえて」をテーマに、これからの八幡のまちづくりに望むことや期待することなどをみなさんにお聞きしました。

あなたも一言

八幡平谷

吉田 清一さん
高橋 菜里さん



昔に比べると子どもと一緒に参加できるようなイベントが減ってきたように思います。流れ橋時代劇祭も好きだったので残念です。八幡市は地区が分散しているので、市民みんなが集まれる機会を作るべきではないでしょうか。

八幡山下

塩田 昭代さん



自然が豊かな美しいまちですが、八幡市駅前の開発はもっと進めてほしいです。30年前に比べるとバスの本数も増え、ターミナルもでき、とても便利になりましたが、市の玄関口である駅はもっと賑やかで明るい方がいいと思います。

川口東陽

佐伯 美宇さん(左)
春美さん(中央)
舞さん(右)



子どもたちの健やかな成長を望んでいるので、子育て環境の整備や保育・教育などに力を入れてほしいです。今年で上の子どもの学童保育が終わる事で悩んでいます。働きながら安心して子育てできる環境にしてほしいです。

市制施行30周年をむかえて

今月のテーマ

松花堂ふれあい市

○日時 毎週土曜日 午前9時~11時
○場所 松花堂美術館

流れ橋ふれあい市

○日時 毎週日曜日 午前10時~正午
○場所 やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」

※売り切れの際は、ご容赦ください。
問合せ 農政課

情報
ひるば

市役所への問い合わせは
☎983-1111 (代)へ
市の主催・共催・後援のみ掲載

市役所情報

市営住宅等の入居者募集

募集住宅 改良住宅(軸、小松、三反長)、市営住宅(三反長、吉原、一丁地)、府営住宅(小松、軸、吉原)

申込資格 ①平成16年11月11日以前から現在まで引き続き八幡市に住民登録を行い、かつ八幡市に居住していること②住宅に困窮していることが明らかなる③現在同居している、または同居しようとしている親族(事実上婚姻と同様の関係にある人、または婚姻者を含む)があること④市税を完納していること⑤入居予定者全員の年間総所得金額が政令(公営住宅施行令)で定める基準収入以下であること⑥入居予定者が暴力団関係者でないこと

※詳しくは住宅課まで。
申込期間 11月12日(月)~22日(木)
午前9時~午後4時
申込み 住宅課

認知症サポーター養成講座

認知症高齢者への理解や対応のしかたを学んで、サポーターとして活動する人を養成する講座です。市職員や施設の職員が講師となり、市民団体やグループ等の会合などに出向きます。講座の所要時間は2時間程度です。修了者にはオレンジリングをお渡しします。

【申し込みができる団体等】
市内在住または在勤者で組織された団体・グループ

※会場の手配や当日の進行などは主催者側でお願いします。講師料は無料です。

申込み・問合せ 高齢介護課

特別支援教育をともに考える集い

市就学指導委員会は特別支援教育についての講演会を行います。

日時 12月1日(土)午前9時30分~正午

場所 市民交流センター

講師 府立桃山養護学校 校長山田和孝さん

参加費 無料

問合せ 学校教育課

年末調整・確定申告には社会保険料控除証明書を

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が、社会保険庁から11月初旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込ま

れる場合の納付見込み額です。納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付する人については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

年末調整又は確定申告の手続きの際には必ずこの証明書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

お問い合わせは、社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されるお問い合わせ先をご覧ください。

国民年金からのお知らせ

八幡こどもセンター 休館期間延長のお知らせ

八幡こどもセンターは、八幡小学校改修工事のため休館していますが、工期の延長により、休館期間を平成20年3月9日まで延長します。ご理解とご協力をお願いします。問合せ 児童福祉課

コミバスからの乗り継ぎ時刻が変わります



コミュニティバスやわたから美濃山方面へ(もしくは美濃山方面からは「八幡第二小学校前」または「大芝」のバス停で乗り換えていただいておりますが、京阪バスのダイヤ改正に伴い、11月10日より乗り継ぎ時刻が変わります。新しい乗り継ぎ時刻表は、コミバス内に掲示しています。また、バス停「八幡高校」が「京都八幡高校」に、「南八幡高校」が「京都八幡高校南学舎」に変わり、バス停「美濃山小学校」が新設されます。問合せ 管理・交通課

平成20年度建設工事等入札 参加資格審査申請書 受付のお知らせ

対象 八幡市内業者のみ
日時 11月1日(木)~30日(金)、午前9時~11時50分

※土・日曜日、祝日を除く。

場所 契約検査課

申請要領等 契約検査課で配布しています。市ホームページでもダウンロードできます。提出は市役所に持参してください。

※郵送は受け付けません。

問合せ 契約検査課

新設特別支援学校の説明会

府教委は平成22年4月に開校予定の八幡・久御山地区新設特別支援学校の概要や教育内容についての説明会を開催します。

日時 11月6日(火)午後7時~8時30分

場所 文化センター

※参加費無料、申込不要です。

問合せ 学校教育課

募集

ボランティア入門講座

日時 12月8日(土)、15日(土)午後1時30分~5時

場所 文化センター

内容 手話体験、車イス介助、講義「介助犬との出会い」、活動報告、講義「はじめての第一歩」、参加者交流など

定員 先着20人

参加費 無料

申込み 電話またはFAXで社会福祉協議会(☎983-4450、FAX983-5798)まで

劇とトークの集い

喜劇「三途の川のちょっと手前にて」(劇団シルバームーン)。三途の川、聞いたことがある川、でも誰も見たことがない。時代は現代、DVの問題や介護虐待などさまざまな問題を抱えた人達が凄腕相談員と出会います。笑いの中で、今どう生きるのかを一緒に考えてみませんか?

日時 11月17日(土)午後1時30分~3時

場所 生涯学習センター

定員 200人

参加費 無料(申し込みが必要)

※整理券は文化センター・生涯学習センター・人権同和啓発課で発行中。

申込み・問合せ 人権同和啓発課(☎983-1792)

市民囲碁大会

日時 11月18日(日)午前9時30分~

場所 文化センター

参加資格 市内在住・在勤・在学の人、八幡市将棋囲碁連盟囲碁部会員 定員 A級(3段以上)、B級(2段~3級)、C級(4級以下)合わせて70人。先着順

制限 過去、本大会のB級以下で優勝した人は、それより上のクラスで出場すること

競技 ハンデ戦、予選後、決勝トーナメント

参加費 1,000円(中学生以下は500円)※当日徴収します。

申込み ハガキに〒、住所、氏名、年齢、電話番号、性別、希望クラス、段級位、学生は学校と学年、通勤者は企業名を記入して11月15日(木)必着で、〒614-8022八幡東浦5 市民交流センター市民囲碁大会係まで問合せ 囲碁部=高谷(☎981-1024)

市民将棋大会

日時 11月25日(日)午前9時30分~

場所 文化センター

参加資格 市内在住・在勤・在学の人、八幡市将棋囲碁連盟会員 定員 A級(2段以上)、B級(初段~3級)、C級(4級以下)、J級(中学生以下の初心者)計100人。先着順

制限 過去、本大会のB~C級で優勝した人は、それより上のクラスで出場すること

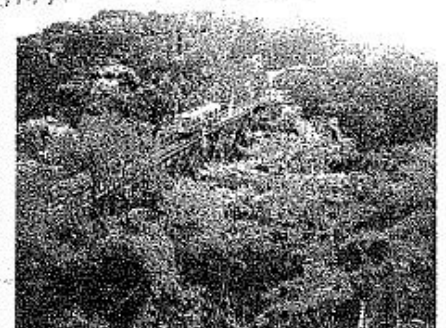
競技 平手。予選後、決勝トーナメント

指導 桐山清澄九段による多面指し指導あり(当日受付)

参加費 1,000円(中学生以下は500円)※当日徴収します。

申込み ハガキに〒、住所、氏名、年齢、電話番号、性別、希望クラス、段級位、学生は学校と学年、通勤者は企業名を記入して11月20日(火)必着で、〒614-8377男山香呂6 A38-301 植田まで 問合せ 市将棋囲碁連盟事務局=植田(☎・FAX981-7797)

男山は、お友だち。



京都八幡ロータリークラブ創立30周年事業です。歩いて知ろう、触れて学ぼう、歴史と自然。参加無料。

日時 12月2日(日)正午~

集合 八幡市駅前ケーブル改札口

行程 八幡市駅からケーブル→男山山頂→エジソン碑→石清水八幡宮

→こもれびルート→鳩ヶ嶺→杉山谷不動尊→神慮寺→八幡市駅

※午後4時30分解散予定。協力 八幡たけくらぶ 問合せ 京都八幡ロータリークラブ(☎983-3983)

ふらふら日笠街道

<32>

海を泳いできた八角堂の仏様

御堂は市内最大の前方後円墳である西軍塚古墳の円頂部に建っている。

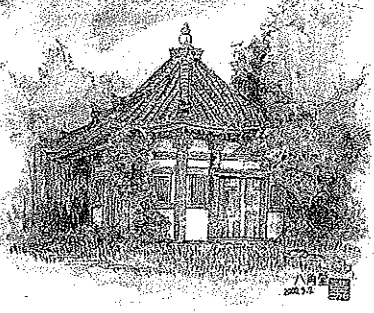
もとは男山西谷にあったが、神仏分離令によって八幡宮境内から仏教関係の堂舎・仏像などが撤去された際、正法寺住職が堂宇・尊像とも迎請し、この地に移したものである。

堂舎は順徳天皇の御願によって、八幡宮検校善法寺祐清が建保年間(1213~1219年)に建立したもので、後に大破。慶長12年(1607年)8月、豊臣秀頼の御願によって尾張国小出大和守吉政が再建した。

元禄11年(1698年)7月、社務の善法寺中央清は勧進を募り、堂宇を再興した。堂内に安置されている金色の丈六阿弥陀仏(重文)は鎌倉時代

初期の作で、中品中坐の説法印を結び、十三体の化仏を配した大きな光背を後に付している。ために本尊と化仏を対比し、「光背仏」といわれている。

仏像の手の指の間に膜のようなものが付いている。これは八幡神の蓮座を慕って、仏像が海を泳ぎ渡ってきたときの水掻きであるという里俗の伝説がある。流転を経て色あせた八角形の異形は、なぜか周囲の雑木と竹林にみごとに調和している。



子育て相談

子育てについての悩みごとや困ったことなど、気軽にご相談ください。※来所相談は事前にお電話ください。

月曜~金曜日(祝日除く)午前9時~午後4時

子育て支援センター ☎983-8747

第二子育て支援センター ☎981-5009

【赤ちゃんの広場】 妊婦からおおむね1歳半までの親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びを楽しみましょう。時間は午前10時~11時15分です。下記から1カ所を選び、参加してください(★は離乳食展示と試食あり)。保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園に、保育園以外での赤ちゃんの広場は子育て支援センターに、事前に申し込んでください。

- 1日(木) くすのき保育園
- 2日(金) 竹園児童センター
- 5日(月) みやこ保育園★
- 6日(火) 南ヶ丘保育園★
- 7日(水) 美濃山コミュニティセンター
- 8日(木) わかたけ保育園★
- 12日(月) 南ヶ丘第二保育園★
- 14日(水) みその保育園★
- 14日(水) 有都保育園
- 14日(水) 橋本児童センター
- 21日(水) 美濃山グリーンタウン集会所

申し込みは 子育て支援センター あいあいポケットへ

(八幡園内 92-1 みその保育園内/☎983-8747)

【あそびの広場】 おおむね1歳半から就学前までの親子が対象。時間は午前10時~11時30分です。下記の3つの場所から1カ所を選び、第二子育て支援センターに事前に申し込んでください。今月は「自然物で遊ぼう」です。

- 竹園児童センター 2日(金)
- 美濃山コミュニティセンター 7日(水)、30日(金)
- 橋本児童センター 14日(水)

【おしゃべりサロン】 お母さん同士で気軽におしゃべりや交流をしましょう。

- <0歳児>妊婦から0歳児の親子が対象。時間は午前10時~11時15分です。
- 6日(火) 第二子育て支援センター
- 20日(火) 子育て支援センター
- <1歳児>おおむね1歳から2歳未満の親子が対象。時間は午前10時~11時30分です。
- 8日(木)・22日(木) 子育て支援センター
- 27日(火) 第二子育て支援センター
- <2歳児以上>おおむね2歳から就学前の親子が対象。時間は午前10時~11時30分です。
- 15日(木) 子育て支援センター

※事前に、開催場所に申し込んでください。

【お話の出前】 市内のあちこちに、お話をもって出かけます。手遊びや大型絵本の読み聞かせなど。

日時 28日(水) 午前10時30分~11時30分

場所 欽明つつじ公園

※申込不要。就学前のお子さん・お孫さんとお越しください。子育て相談も行っています。問い合わせは子育て支援センターへ。

申し込みは 第二子育て支援センター そよかせへ

(八幡三反長10 南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)

●保育園の開放日

南ヶ丘保育園...2日(金)小麦粉粘土を作って遊ぼう、8日(木)・21日(水) 園庭開放

南ヶ丘第二保育園...20日(火) 園庭開放(人形劇を見よう)、29日(木) 遊びの広場で遊ぼう

みその保育園...2日(金) 楽器を鳴らして遊ぼう、21日(水) 園庭開放

みやこ保育園...2日(金) 園庭開放、19日(月) 人形劇を見よう

有都保育園...7日(水) 園児と遊ぼう、20日(火) 園庭開放

わかたけ保育園...14日(水) 園児と遊ぼう、30日(金) 園庭開放

八幡保育園...30日(金) 室内遊び(作品展)

西遊寺保育園...15日(木) タンボールで遊ぼう(雨天中止)

山鳩保育園...21日(水) お芋で遊ぼう

ぶどうの木保育園...11日(日) パザール、毎週木曜日園庭開放

●幼稚園の開放日

八幡幼稚園...21日(水) ちびっこコンサート

八幡第二幼稚園...21日(水) みんなで歌おう

八幡第三幼稚園...21日(水) 親子遠足(さくら公園)

八幡第四幼稚園...21日(水) 楽器作り

橋本幼稚園...21日(水) 園児と歌おう

有都幼稚園...7日(水) 園児と遊ぼう、20日(火) 園庭開放

なるみ幼稚園...14日(水) ▼

※時間は午前10時~11時30分(▼は午前10時30分~正午)です。

※申込不要。直接、園にお越しください。

<問合せ>

南ヶ丘保育園	☎981-3125	ぶどうの木保育園	☎982-9013
南ヶ丘第二保育園	☎982-3330	くすのき保育園	☎983-1200
みその保育園	☎981-8101	八幡幼稚園	☎981-0180
みやこ保育園	☎981-2511	八幡第二幼稚園	☎981-6950
有都保育園	☎981-0873	八幡第三幼稚園	☎982-8566
わかたけ保育園	☎983-1313	八幡第四幼稚園	☎982-2447
八幡保育園	☎981-7491	橋本幼稚園	☎982-0607
西遊寺保育園	☎981-4837	有都幼稚園	☎981-0873
山鳩保育園	☎981-0982	なるみ幼稚園	☎982-3368

◆年金相談

国保年金課

受給年金額に関することや年金の請求について、社会保険事務所職員が相談に応じます。

27日(火) 午後1時30分~4時30分、文化センター3階講習室1

◆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター

困りごとの内容を問わず、専任相談員が相談に応じます。ふれあい福祉センター ☎983-2000

【常設相談】
月曜~金曜日 午前9時~午後4時
福祉商工会館内社会福祉協議会

【出張相談】
13日(火) 午後1時30分~4時、八寿園

◆家庭児童相談室

児童福祉課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。

月曜~金曜日(祝日除く) 午前10時~午後5時、児童福祉課

◆母子父子家庭相談

児童福祉課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。

月曜~金曜日(祝日除く) 午前10時~午後5時、児童福祉課

◆障がい児者相談

社会福祉課

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。

6日(火) 午後1時~3時、美濃山コミュニティセンター

◆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護に関する相談やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報提供を行います。

月曜~金曜日(祝日除く) 午前8時30分~午後5時 地域包括支援センター(高齢介護課内☎983-5471)

※以下の在宅介護支援センターでも相談を受け付けています。

京都八勝館 ☎982-3883、やまばと ☎982-8000、ひまわり園 ☎983-8112、有智の郷 ☎972-1000

◆女性相談

人権同和啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。

月曜~金曜日(祝日除く) 午前10時~午後5時、人権同和啓発課

**困った時は
ご相談ください**

市役所代表番号(☎983-1111)から各課にお問い合わせください。

◆弁護士相談

市民自治・安全課

【電話予約制先着順、定員(8人)になり次第締切】

京都弁護士会より派遣された弁護士が相談に応じます。時間はいずれも午後1時15分~4時です。

6日(火) <予約は10月30日~>文化センター3階講習室1

20日(火) <予約は13日~>生活情報センター

12月4日(火) <予約は27日~>文化センター2階会議室1

※電話予約を午前9時から、生活情報センター(☎983-8400)で受け付けます。

◆行政相談

市民自治・安全課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。

16日(金) 午前10時~正午・午後1時~4時、文化センター3階講習室1

◆消費生活相談

生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持った専門相談員が応じます。

月曜~金曜日(祝日除く) 午前9時~正午・午後1時~5時、生活情報センター(☎983-8400)

◆人権相談

人権同和啓発課

人権の侵害や差別、いやがらせなど、人権に関わる相談に人権擁護委員が応じます。

4日(日) 午前10時~午後4時、市役所前広場=「市民文化祭」特設相談

12日(月)・26日(月) 午後1時~4時、文化センター2階会議室1

◆児童虐待の通告について

児童福祉課

月曜~金曜日 午前8時30分~午後5時

※緊急時は土日祝日、夜間の対応を行います。

※府宇治児童相談所(☎0774-44-3340)でも対応します。

高齢者インフルエンザ

高齢者インフルエンザ予防接種の
申込方法が変わりました。

対象 (1) 満65歳以上(接種日基準)
(2) 満60歳~64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのある人で身体障害者手帳1級程度の人

接種期間 12月15日(土)まで

②、③の人は申し込みが必要です

申込期間 12月7日(金)まで

申込方法 予防接種名、住所、氏名、生年月日、電話番号、接種医療機関名を記入し、健康推進課へ郵送または持参ください(①の人は申込不要)。

① 市内指定医療機関で接種希望 自己負担1,000円(課税世帯)	→ 直接医療機関へ(市への申込不要) (保険証または各種受給者証を持参)
② 市内指定医療機関で接種希望 無料(市民税非課税・生活保護世帯)	→ 健康推進課へ申し込み
③ 他市の医療機関にて接種希望	→ 健康推進課へ申し込み

八幡市インフルエンザ予防接種受診指定医療機関

医療機関名	住所	電話番号	予約	医療機関名	住所	電話番号	予約
いばら木整形外科医院	八幡三本橋	983-5656	不要	立本内科小児科医院	橋本小金川	981-8818	不要
入江医院	男山長沢	983-1718	不要	となみクリニック	八幡樋ノ口	633-5565	不要
大塚産婦人科医院	男山長沢	982-1866	要	中村診療所	八幡山柴	981-0510	不要
大森医院	橋本栗ヶ谷	971-0033	不要	にのゆ耳鼻咽喉科医院	八幡三本橋	981-8878	要
長村内科医院	内里内	981-1023	要	みぎはし医院	男山竹園	981-0282	不要
関西医科大学附属男山病院	男山泉	983-0001	要	道澤内科医院	男山美桜	983-2315	要
京都八幡病院	川口別所	971-2001	要	みよし内科・消化器科	八幡柿ヶ谷	981-6860	要
工藤内科クリニック	橋本東原	982-0151	要	もりおか耳鼻咽喉科医院	男山金振	972-5733	要
小糸医院	男山金振	983-5110	要	やすだこどもクリニック	欽明台西	971-1102	要
里井医院	西山和気	983-2277	要	山下医院	橋本向山	982-2310	不要
しげまつ耳鼻咽喉科医院	男山長沢	981-8733	要	八幡中央病院	八幡五反田	983-0119	不要
下野医院	八幡平谷	981-0030	要	渡部医院	男山八雲	982-2525	要
鈴木医院	男山松里	981-8311	要				

子宮がん検診

市は30歳以上の女性(申込日基準)に府下の指定医療機関で子宮がん検診を行います。

申込み 健康推進課備え付けの申込書またはハガキに子宮がん検診申し込みと明記の上①住所②氏名③生年月日④満年齢⑤電話番号⑥府内の受診医療機関(市内か市外かのみ記入)を記入し、平成20年1月31日(木)までに健康推進課へ郵送または持参ください。広報やわた5月号に折り込みの「各種検診申込書」で、すでに申し込んだ人は今回新たに申し込みする必要はありません。

費用 検診料は800円です(体部細胞診の検査が必要な人については従来の頸部細胞診の一部負担金800円に加え、別途一部負担金500円が必要となりますので、ご注意ください)。ただし、①70歳以上の人②65歳~69歳の老人保健法による医療受給者証をお持ちの人③69歳までの市民税非課税世帯④生活保護世帯の人は無料になります。なお、②③④の人は事前に健康推進課へご連絡ください(手続きをしないと無料の扱いとなりませんので、ご注意ください)。

※検診は平成19年7月~平成20年2月の期間に府下の医療機関で1回受けることができます。

お知らせ

府山城北保健所難病相談

膠原病及びその疑いがある人やその家族が対象です。

日時 12月3日(月)午後1時~3時30分

場所 府山城北保健所

定員 先着6人

申込み 11月12日(月)から受け付けます。電話で府山城北保健所(☎0774-21-2911)まで

栄養料理教室

日時 11月29日(木)午前10時~正午

場所 橋本公民館

定員 先着20人

献立 鶏のチーズ焼きあんかけ、彩り温野菜、きのこスープ、抹茶ミルクかん

参加費 500円

持ち物 エプロン、三角巾、お手ふき、筆記用具など

申込み 11月16日(金)までに電話で健康推進課へ

基本健康診査

市は40歳以上で会社等の健康診査を受ける機会のない人(自営業など)のために基本健康診査を行います。健診は市内の指定医療機関で行います。問診、血圧測定、尿検査、心電図、血液検査、必要時眼底検査、65歳以上の人は生活機能評価を実施します。次の人は健診と同時に「前立腺がん検診」と「肝炎ウイルス検診」を受けることができます。

◆前立腺がん検診=55歳以上の男性が対象。

◆肝炎ウイルス検診=7月1日現在、40歳の人を対象。対象年齢の人には、基本健康診査受診票と同時に肝炎ウイルス検診の受診票を送ります。

申込み 健康推進課に備え付けの申込書またはハガキに希望の健

(検)診名を明記の上、①氏名②住所③生年月日④満年齢⑤電話番号を記入し11月30日(金)までに健康推進課へ郵送または持参ください。70歳以上の人でも申し込みが必要です。5月号に折り込みの「各種検診申込書」で申し込んだ人は今回新たに申し込みする必要はありません。

費用 基本健康診査は1,000円、前立腺がん検診は500円必要です。肝炎ウイルス検診は無料です。ただし、①70歳以上の人②65歳~69歳の老人保健法による医療受給者証をお持ちの人③69歳までの市民税非課税世帯の人④生活保護世帯の人は無料になります。なお、②③④の人は事前に健康推進課へご連絡ください(手続きをしないと無料の扱いとなりませんので、ご注意ください)。

はつらつ健康教室

介護予防を目的に「はつらつ健康教室」を実施します。対象者は65歳以上で外出の機会が少ない人です(介護保険の通所系サービスや介護予防教室の利用者を除く)。

内容 体操、ゲーム、茶話会、季節の行事など

場所・日時・定員

①八寿園・11月19日~平成20年3月24日の毎週月曜日、午後1時30分~3時30分・20人

②デイサービスセンターやまぼと・11月7日~平成20年2月27日の毎週水曜日、午前10時~正午・15人

③ディアレスト(八幡城ノ内26)・12月12日までの毎週水曜日、午前10時~正午もしくは午後1時~3時・10人

参加費 1回100円(この他内容により実費負担あり)

申込み 11月7日までに高齢介護課へ。定員を超えた場合は抽選

市民健康づくり講座

日時 11月9日(金)午後2時~4時

場所 文化センター

講演会 脳の健康を考える~生活習慣と脳の健康~

講師 府立医大中川正法教授

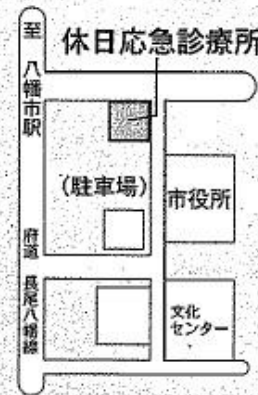
定員 先着70人

その他 参加者には市食生活改善推進員が作ったヘルシーケーキとお茶を召し上がっていただきます。

申込み 11月5日(月)までに健康推進課へ



休日応急診療所



(☎983-3001)

診療日 日曜日・祝日・年末年始

場所 八幡園内73-3(市役所北側)

診療科目 内科・小児科・歯科

受付時間 午前11時30分~午後5時30分

診療時間 正午~午後6時

**保健医療
福祉**

市役所への問い合わせは
☎983-1111(代)へ

保 健

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ(個別に問い合わせがあるものを除く)。

- ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
- ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
- ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

乳幼児・児童

◎特に表記があるもの以外、実施場所は母子健康センターです。

▶3カ月児健康診査

生後3カ月児が対象(平成19年7月11日~31日生)。身体測定、内科診察、栄養士による離乳食・栄養相談、保健師が発達面の観察や育児についての相談に応じます。母子健康手帳と「3カ月児健康診査質問票」を持参ください。

日程 11月16日(金)
受付時間 午後1時15分~2時15分
※次回は12月7日(金)です。

▶1歳6カ月児健康診査

1歳6カ月児が対象。身体測定、内科・歯科診察、歯ブラシ指導、保健指導、栄養相談と、手作りおやつを試食を行います。歯ブラシを忘れずに持参してください。

日程 11月6日(火)=平成18年4月21日~5月10日生が対象
11月27日(火)=平成18年5月11日~31日生
受付時間 午後1時~2時
※次回は12月14日(金)です。

▶3歳児健康診査

3歳6カ月児が対象(平成16年5月生)。身体測定、検尿、視力検査、内科・歯科診察と発達面の相談を行います。幼児期最後の総合的な健康診査ですので、お子さんのふだんの様子、体の具合を知っている人と一緒にお越しください。

日程 11月20日(火)、21日(水)
受付時間 午後1時~2時
※次回は12月18日(火)、19日(水)です。

▶離乳食教室

日時 11月28日(水)午前9時30分~正午
場所 南ヶ丘隣保館
定員 おおむね15組(先着順)
持ち物 エプロン、手ふき、筆記用具、おむつ、ミルク、母子健康手帳、離乳食ガイドブックなど
申込み 11月22日(木)までに電話で健康推進課へ
※当日欠席の場合は必ず連絡してください。

▶育児健康相談

およそ生後10カ月児が対象。身体測定、保育士によるふれあい遊びのほか、保健師が育児についての相談に応じます。生後10カ月児以外にも身体測定や育児相談を行っています。今月は平成18年12月生が10カ月児対象となります。

日程・場所
11月2日(金) 南ヶ丘隣保館
11月5日(月) 美濃山コミセン
11月6日(火) 橋本公民館
11月7日(水) 男山公民館
11月8日(木) 男山公民館
11月12日(月) 母子健康センター
12月3日(月) 美濃山コミセン
12月4日(火) 橋本公民館
12月5日(水) 男山公民館
12月6日(木) 男山公民館
受付時間 午前9時30分~10時30分
※男山公民館には公共交通機関でお越しください。

▶マタニティスクール

これからお母さん、お父さんになる人が対象。マタニティスクールパート2「子育てと絵本/デンタルケア」とパート3「出産の準備(沐浴実習)」を開きます。申し込みは開催日前日までに電話で健康推進課へ。

◆パート2 11月14日(水)	歯科健診(希望者のみ)、赤ちゃんの歯を守るための話、子育てと絵本についての話を行います。歯ブラシ、手鏡を持参してください。
◆パート3 11月30日(金)	呼吸法と沐浴実習を行います。参加者同士の交流やパパのマタニティ体験も行います。

※時間は午後1時30分~4時。受付は午後1時15分から行います。
※次回は、12月17日(月)に「パート1 マタニティクッキング」を行います。

予 防 接 種

◎特に表記があるもの以外、実施場所は母子健康センターです。

▶日本脳炎

現在、日本脳炎予防接種については、予防接種法に基づき実施していますが、厚生労働省の通知により、平成17年5月30日付けで積極的な勧奨を差し控えています。新しいワクチンでの接種は現在のところ未定です。
※蚊が多い地域へ渡航するなどの理由で接種を希望する場合は健康推進課へ相談してください。

▶BCG

生後6カ月未満の乳児が対象。直接BCG接種を行います。毎月1回実施します。

BCGは早期接種が大切です。他の予防接種よりも優先して接種してください。

日程 11月15日(木)
受付時間 午後1時20分~2時20分
※次回は12月11日(火)です。
※生後6カ月~1歳未満のお子さんで、医学的判断にて接種できなかった場合は健康推進課へ早めに相談してください。

▶経口生ポリオ

生後3カ月以上から満7歳6カ月未満(ワクチン投与日基準)の乳幼児を対象に、ポリオの予防接種(生ワクチンの経口投与)を行います。ポリオ予防接種は、対象年齢内に必ず2回受けてください。投与は5月と11月に行っていますので、他の予防接種に無理のないように組み込んでください。

▽母子健康センター=5日(月)、13日(火)、22日(木)、29日(木)
▽男山公民館=14日(水)、19日(月)、26日(月)
※受付時間は、午後1時20分~2時20分。
※男山公民館には公共交通機関でお越しください。

▶麻しん風しん混合(MR)

平成18年6月2日付けで予防接種法の一部(麻しん風しんの予防接種)が改正されました。下線部分が今回の変更内容です。

対象

【1期】生後12カ月~24カ月未満(満1歳以上2歳未満)に1回接種

【2期】5歳以上7歳未満(平成13年4月2日~平成14年4月1日生)で小学校就学前1年間に1回接種
※今までに、麻しん、風しんの単独ワクチンで接種した人についても、2期の接種対象者となります。

※1期・2期対象の人で、麻しん未接種、風しん未接種の人でも単独ワクチンの接種が可能となりました。

※麻しん、風しんのいずれかの疾病にかかった人は、かかっていない疾病についてのみ接種対象(単独ワクチン)になります。両方の疾病にかかった人は接種対象になりません。接種 市発行の「予診票」を市内医療機関に持参して接種を受けてください。特別な理由で市外での接種を希望する場合は接種前に健康推進課に連絡してください。

【1期対象の平成18年11月生の人】12月初めに「予診票」を郵送します。

【2期対象の人】すでに「予診票」は郵送しています。

【転入等で「予診票」をお持ちでない人】希望者には「予診票」を発送します。ハガキに①予防接種名②お子さんの氏名③生年月日④保護者名⑤住所⑥電話番号⑦医療機関名を記入し、健康推進課へ送ってください。

▶三種混合、二種混合

平成19年4月1日より三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)、二種混合(ジフテリア・破傷風)の予防接種が個別接種になりました。

○三種混合
対象 生後3カ月から7歳6カ月未満

【1期初回】3~8週の間隔をあけて3回接種

【1期追加】1期初回接種(3回)終了後、12カ月~18カ月までに1回接種
接種方法 「予診票」を市内指定医療機関(かかりつけ医)に持参して接種を受けてください。

※特別な理由で市外での接種を希望する場合は、接種前に健康推進課に連絡してください。

<平成19年10月生>12月初めに「予診票」を郵送します。

<上記以外の対象の人>母子健康手帳・保険証または乳幼児医療証など住所確認ができるものを持参ください(忘れると接種できない場合があります)。新しい予診票は医療機関にあります。

※百日せきにかかった場合は、三種混合の予防接種はできません。二種混合の予防接種になり手続きが必要です。健康推進課にご連絡ください。

○二種混合
対象 11歳以上13歳未満までに1回接種

接種方法 「予診票」を市内指定医療機関(かかりつけ医)に持参して接種を受けてください。

<平成8年11月生>12月初めに「予診票」を郵送します。

<中学1年生で13歳未満の人>小学6年生の時に二種混合が未接種の場合、市内指定医療機関で接種できます。母子健康手帳・保険証等(住所確認できるもの)を持参し、保護者が必ずお連れ下さい。新しい予診票は医療機関にあります。

高齢者・成人

▶11月の各種健康相談

▼窓ロリハビリ相談
15日(木) 母子健康センター
40歳~65歳未満対象。作業療法士が運動や福祉用具などの相談に応じます

▼高齢者健康相談
15日(木) 母子健康センター
40歳~65歳未満が対象。保健師が健康に関する相談に応じます

▼高齢者健康相談
15日(木) 南ヶ丘老人の家
22日(木) 八寿園
28日(水) 有都福祉交流センター
65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます

※時間はいずれも午前9時30分~11時。有都福祉センターのみ午後1時30分~2時30分。
※窓ロリハビリ相談のみ、なるべく事前に健康推進課へ予約願います。

献血 19日(月)

・城南衛管沢清掃工場
午前10時~11時45分
・京都八幡病院
午後1時30分~3時30分

輸血の安全性をより高めるため、400mlの献血にご協力をお願いします。

お店や会社のPR

広報やわたに広告(有料)を掲載しませんか

掲載場所は、お知らせ面の下1段。モノクロ。料金は1枠(このサイズ)、1回(号)1万円です。

◆詳しくは市役所秘書課広報係まで

勇壮に巡行 ずいき御輿



子どもが扮する「天狗」の芸能(御園神社)

上奈良地区で御園神社の祭礼行事が10月7日に行われ、「ずいき御輿」が地区内を巡行しました。みこしの屋根をずいきでふき、色とりどりの句の野菜で飾りつけた「ずいき御輿」が、和太鼓の音を先頭に子どもや若者らによって「わっしょい、わっしょい」と威勢のよい掛け声とともに、同区公会堂から同神社まで勇壮に練り歩きました。



野菜で飾りつけた「ずいき御輿」が町内を練り歩く

「天狗」や「獅子」の伝統神事も

その後、同神社に野菜等が神饌として供えられ、宮司の祝詞があげられた後、本殿前の境内で、「天狗」と呼ばれている天狗面をつけた子ども、王の舞と「獅子」と呼ばれている若者二人による「獅子舞」が交互に奉納されました。見物に訪れた市民からは、伝統神事の舞が奉納されるたびに、「さけぶ」の掛け声が聞こえていました。

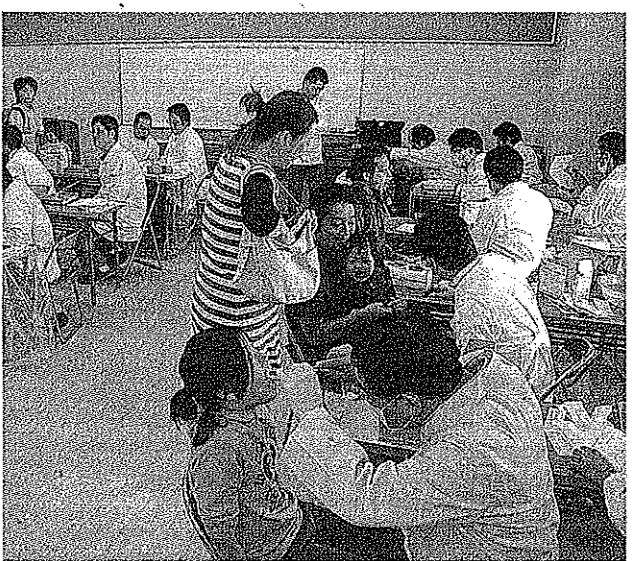
「天狗」と「獅子」は中世に流行した芸能で、ずいき御輿は五穀豊稔を願って約200年前に始まったとされ、今年3月に府の無形民俗文化財に登録されています。また、同神社本殿は一間社流造の檜皮葺きで、1701(元禄14)年に建立された歴史ある建物で、同じく今年3月に府の指定文化財に指定されています。

歯をチェック

正しい磨き方も指導

市と府歯科医師会山城支部が共催する「歯のひろば」が10月14日、文化センターで行われました。今年で24回目を迎える同催しは、「80歳まで20本の歯を残そう」を目標に、歯科医師が無料で歯の相談に応じるもので、市民1007人が来場しました。

午前10時の開場から多くの市民が訪れて、歯科医師から虫歯や歯周病などのチェックを受けたり、入れ歯や歯並びに関するアドバイスをもらっていました。また歯の磨き方を学ぶコーナーでは、実際に自分で歯を磨き、歯科衛生士から磨き残しのチェックと正しい歯磨き方法の指導を受けました。参加者らは鏡を見たりしながら、もう一度熱心に歯磨きを行い、歯を強くするフッ素を塗ってもらっていました。



歯科医による歯のチェックを受ける参加者(文化センター)

わがが弱く、子どもが心配で相談に来ましたが、先生から親切に指導してもらって安心しました。また歯磨きは、子どもの磨き残しのチェック方法を教えてもらい、大変参考になりました」と笑顔で話していました。

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書課広報係(☎980-1111)までお寄せください。



出来上がったサバずしに歓声をあげる参加者

サバずし完成

市制施行30周年を記念し、八幡市商工会が主催する八幡市産業フェスティバルが10月21日、市役所前広場で開催されました。

メインイベントは、市民150人が挑戦した長さ30mのサバずし作りです。男山の竹を半分に割り、つなぎ合わせた型を用いました。参加者は型の両側に分かれて立ち、最初にサバの半身150枚を敷き詰め、その上に酢飯約80kgを乗せ、上から板でしっかりと押さえました。

「いち、に、さん」の掛け声に合わせて型を裏返し取り

外すと、綺麗な弧を描く30mのサバずしが完成。会場からは大きな歓声と拍手が沸きあがりました。出来上がったサバずしを撮影していた西川西さん(八幡土井)は「あまりに長いので写真に収めるのは難しい。サバずし作りは面白かった」と話していました。サバずしは塩味が効いていて美味しいと、なかなかの評判でした。このほかキャラクターショーやフォークグループのライブなどが行われ、参加者らは秋のひとつときを楽しんでいました。

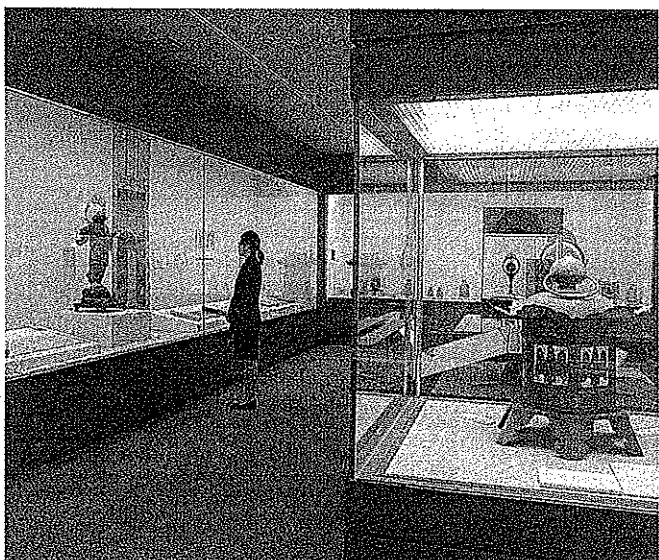
松花堂美術館で 石清水八幡宮展

松花堂美術館が、開館5周年を記念して「石清水八幡宮展」を開催する。10月5日(土)～11月25日(日)まで開催している。

石清水八幡宮の長く深遠な歴史を物語る貴重な文化財が松花堂に集結しました。このように多くの宝物が一度に展示されるのは初めてのことで、普段目にすることのできない美術品や文書の数々を十分に鑑賞できるかけがえのない機会になりました。重要文化財26点、府指定文化財4点という充実した内容です。

重文26点など文化財を展示

美術館ロビーには、門外不出の一之御鳳鑑が鎮座しています。その意匠の見事さにまず驚かれ、展示室に入ると、作品群の放つ歴史の重みを感じていただけるでしょう。まるで大河ドラマの主役級ともいえる武将たちの文書が並び、黒々と残る花押と朱印が天下人の威風と誇りを今に伝えます。また近年発見された薄紅色を残す女神像や、霊元天皇奉納の雅楽器、神仏習合を如実に物語る仏具や曼荼羅図、美しい御縁起等々。そして何より石清水八幡宮の起源を根拠づける護国寺略記は、行教が宇佐八幡宮から八幡神を男山に勧請した顛末を記すもので、行教の真筆を世尊寺行能が直接写したものとされています。八幡神の御託をつけた時、男山にはまるで月星のように瑞光が光り輝いたと伝えられています。まさに八幡の誕生を劇的に物語る瞬間です。



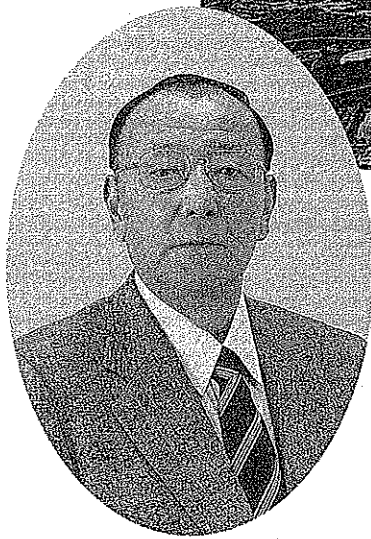
貴重な文化財が数多く並ぶ 展示会場(松花堂美術館)

観覧料は大人600円、学生500円、子ども300円。問い合わせは松花堂美術館(☎981-0010)へ。

悠久の歴史と文化、豊かな自然のまち

八幡市が30周年を迎えました

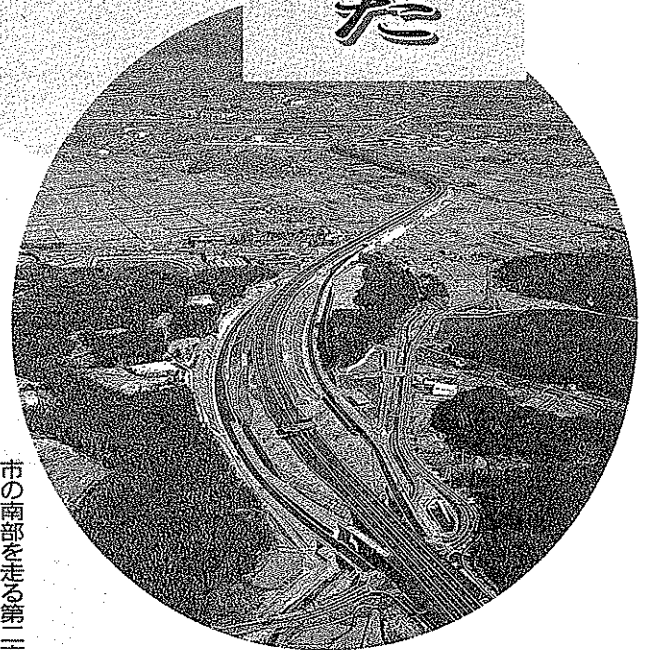
八幡市は近畿圏のほぼ中央に位置しています。京都府の南西部、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点で、京都市と大阪市という二大都市の中間にあつて、交通至便な立地条件を有しています。また市北部の男山は京都府歴史的自然環境保全地域に指定されています。



千年の古都を流れる桂川、大湖を源とする宇治川、自然豊かな南山城より流れくる木津川の三河川が一つになり、大河となる地に私たちのまちはあります。

この地は、古来より遠く西国各地から京へ上る水運の要衝としてさまざまな物が行き交い、八幡信仰の参詣者や東高野街道を往来する人々が絶え間なく訪れた地でありました。

世紀が変わり、かつての水運や街道は第二京阪道路や京都第二外環状道路などの広域幹線道路として生まれ変わり、近畿はもとより全国を結ぶ道路網が形作られていくことも



市の南部を走る第二京阪道路は、京都と大阪を結ぶ延長約28・3kmの道路で、「緑立つ道」の愛称で親しまれています。

八幡市長 牟礼勝弥

に、新たな国土軸の計画が進められようとしております。いにしえより遠来の旅人を温かく迎えたまちは、交流を核に住宅公園等による大規模開発を促進し、地の利を生かした住宅都市として発展の礎を築いてまいりました。

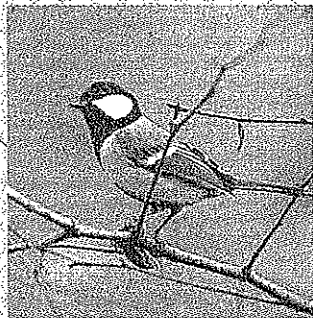
平成の今、自立と個性がまちづくりに求められるなか、悠久の歴史と文化、緑豊かな自然をまちの財産に、そこに暮らす人々が生きいきと輝き、快適でやすらぎのあるまちをめざして新たな一歩を踏み出すことができました。

この地を故郷としてこよなく愛する人々がある限り、この歩みは止まることなく力強いものになると確信しております。

市の鳥

シジュウカラ

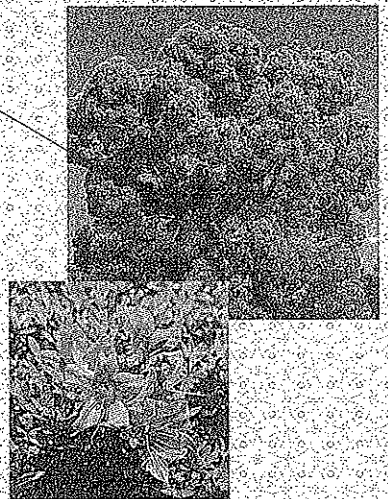
市制施行15周年を記念して、市民へのアンケート調査結果などを参考に自然環境保全のシンボルとして制定しました。市内のほぼ全域で1年を通して見られます。
(平成4年12月10日制定)



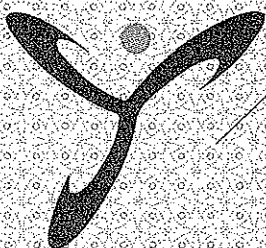
市の木と市の花

クスノキとサツキ

町村合併13周年を記念し、花に満ち緑にあふれる健康なまちづくりへの願いを込めて制定しました。サツキは愛すべき美しさ、クスノキはたくましい力の象徴であり、ともに本市にゆかりの深いものです。
(昭和42年10月1日制定。昭和52年11月1日、市制施行に伴い市の花と木としました)



市のシンボルマーク



市制施行20周年を記念して、広く公募し制定しました。本市の頭文字の「Y」と、市民が腕を広げ元気に飛躍する姿をデザイン化した躍動感あふれるものです。Y部分の青色は誠実さと美しい自然を、オレンジ色の円は、明るい未来と希望を表しています。
(平成9年11月1日制定)

市の花木 ツバキ

市制施行25周年を記念し、男山の「ヤブツバキ群」や「松花堂つばき展」などを通じ、市民に愛されているツバキを市の花木としました。
(平成14年11月1日制定)



施行30周年

ふるまちなめざして

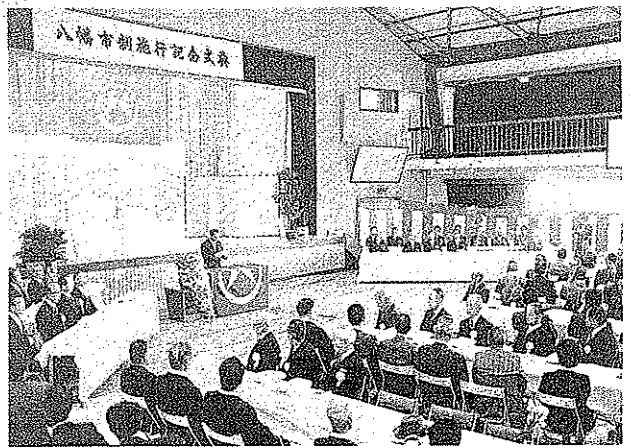
八幡市は、昭和52年（1977年）11月1日に市制を施行し、京都府下で11番目、全国で645番目の市となりました。市として歩き始めて30年。よりよいまちをめざして、さまざまな取り組みが行われてきました。これらの歴史を大切に受け継ぎ、新しい未来に向けてさらなるあゆみが続いています。

市制施行から現在までの八幡市のあゆみを写真で紹介いたします。

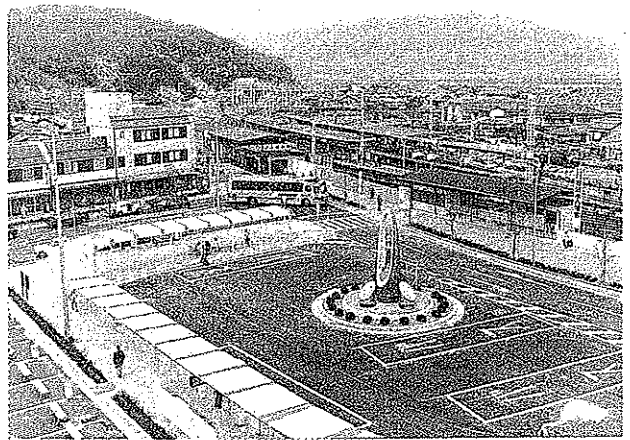
歴史を受け継ぎ、
未来に向けて

八幡のあゆみ

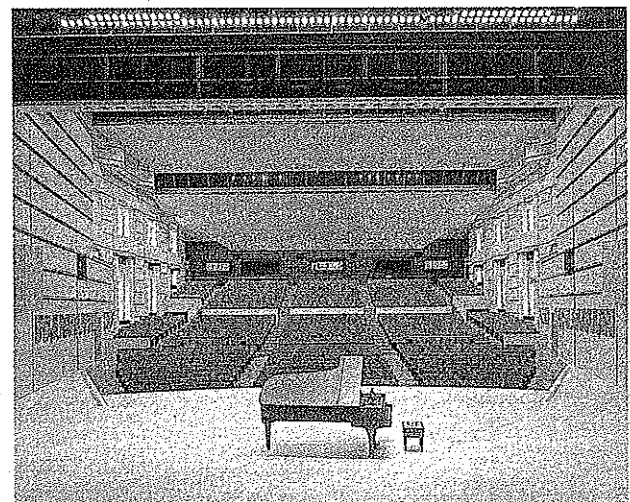
<p>昭和52年（1977年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 八幡第四小学校開校。山田地完成。八幡第四幼稚園・中央幼稚園開園 11月 市制施行「八幡市」となる。福祉事務所設置。松花堂資料館開館 	<p>昭和53年（1978年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月 基本構想策定。放生橋が完成 4月 くすのき保育園・わかたけ保育園開園 6月 市役所新庁舎開庁 8月 第1回市民まつり開催 9月 婦人防火推進隊発足 12月 母子健康センター・国民健康保険診療所・休日応急診療所開所 	<p>昭和54年（1979年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月 田辺町（現・京田辺市）と飛び地の一部交換に伴う境界変更 4月 環境保全センターが完成 5月 環境保全条例が施行 	<p>昭和55年（1980年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月 市役所昼休み窓口開設 8月 ひとり暮らし老人給食サービス開始 	<p>昭和56年（1981年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月 福祉のまちづくり要綱制定 8月 八幡排水機場に樋門完成 9月 第1回市民総合体育大会開催 	<p>昭和57年（1982年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月 洛南浄化センター供用開始 4月 男山東中学校開校。市立幼稚園で2年制保育実施。福祉商工会館開館 5月 市道西山下奈良線供用開始 8月 米国オハイオ州マイラン村と友好都市協定締結 	<p>昭和58年（1983年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 南山小学校開校 7月 市民スポーツ公園の一部および市民体育館完成 8月 男山レクリエーションセンター完成 9月 八幡排水機場完成 10月 市道橋本南山線供用開始。橋本駅前バスターミナル完成 	<p>昭和59年（1984年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月 放生川親水公園が完成。全昌寺橋が完成 4月 重症心身障害者通所授課事業「やわたの里」開所 6月 八幡排水機場に4基目のポンプ設置。全施設が完成。空き缶の分別回収開始 8月 山手幹線供用開始。きんめい近隣公園開園 10月 印鑑登録を電算化。中学校にコンピュータ教室を設置 11月 中国陝西省宝鸡市と友好都市協定締結 12月 市の鳥にシジュウカラ制定 	<p>昭和60年（1985年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月 一部が供用開始 10月 上奈良すいきみこし40年ぶりに復活 11月 市民スポーツ公園ナイト設備完成 12月 市道園内西扇線開通 	<p>昭和61年（1986年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 地域防災無線システム全周運用開始。自治連合会が発足 5月 買屋橋完成 9月 デイサービスセンター「やまばと」完成 10月 乳幼児健康支援デイサービス事業開始 11月 大谷川公園完成 12月 第3次総合計画策定 	<p>昭和62年（1987年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月 男山散策路「ひだまりルート」完成 4月 介護保険制度のスタート 5月 シンボルロード整備事業完了 6月 淀川御幸橋の架け替え工事完成 9月 小学校で自校炊飯。高規格救急自動車配備。市役所ロビーで議会本会議を状況中継 10月 上津屋樋門完成。八幡市地域情報化計画策定 	<p>昭和63年（1988年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月 四福寺周辺を「ふるさと」指定 4月 八幡市駅自転車駐車場が開設。八幡市男女共同参画プランを策定 5月 男山散策路「せせらぎルート」完成 6月 個人情報保護条例施行 7月 市民交流センター開設 10月 環境基本計画策定。こみ袋の完全透明化実施 	<p>昭和64年（1989年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月 戸籍事務をコンピュータ化 4月 環境自治体宣言。松花堂美術館開館。やわた流れ
---	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--



市制施行記念式典（昭和52年11月）



八幡市駅前広場が完成（昭和58年4月）



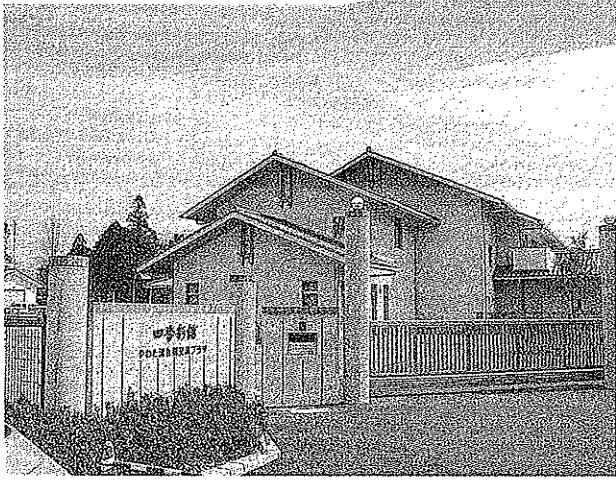
文化センターが開館（昭和58年11月）



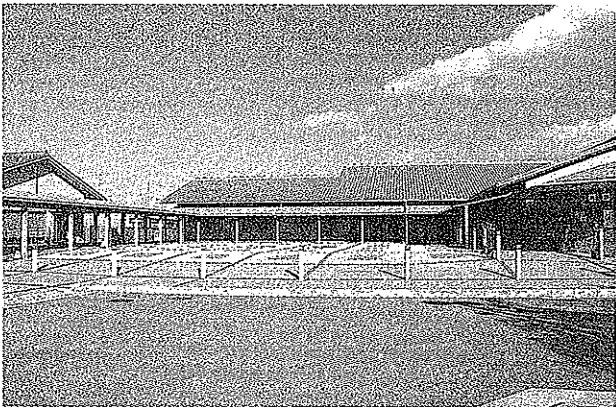
市民体育館が開館（昭和62年7月）

八幡市制誕生

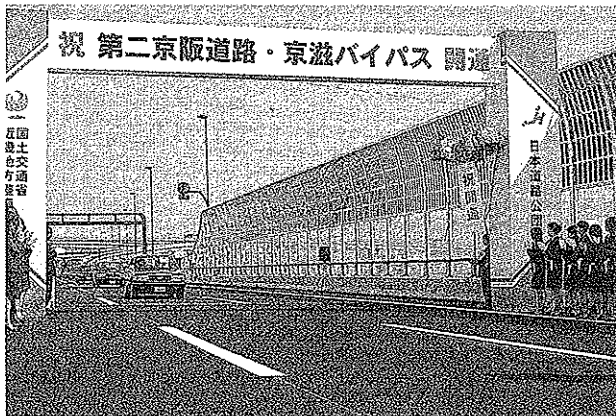
生きいきと暮らせ



やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」が開館(平成14年4月)



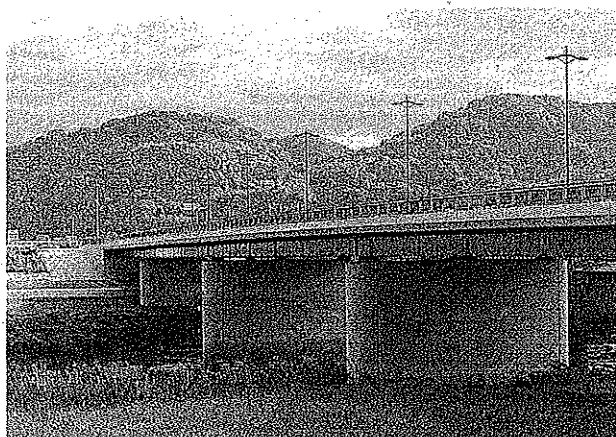
松花堂美術館が完成(平成14年4月)



第二京阪道路が開通(平成15年3月)

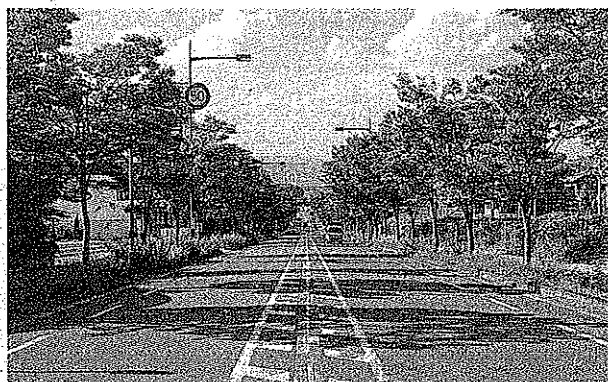


新消防庁舎が運用開始(平成15年4月)

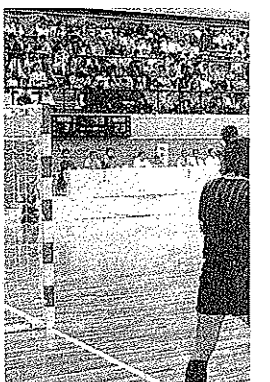


淀川御幸橋が開通(平成15年11月)

<p>11月 児童相談室開設</p> <p>11月 橋本公民館開館</p> <p>12月 八幡市民図書館開館</p> <p>4月 八幡東小学校開校。八幡東幼稚園開園。小学校で米飯給食開始。志水公民館開館</p> <p>5月 シルバー人材センター設立</p> <p>7月 美濃山浄水場完成</p> <p>9月 非核平和都市宣言</p> <p>11月 市歌・八幡八景制定。川口市民公園開園</p> <p>3月 男山が京都府歴史的自然環境保全地域に指定</p> <p>4月 八幡市駅前広場完成。府立南八幡高等学校開校</p> <p>7月 人口7万人突破</p> <p>8月 「やわた市民文化事業団」設立</p> <p>9月 男山中学校新築移転</p> <p>11月 文化センター開館</p> <p>2月 観光基本構想策定</p> <p>4月 山柴公民館開館</p>	<p>12月 新基本構想策定。あしがし公園開園</p> <p>4月 背割堤の校並木を一般開放。川口コミュニティセンター開館。特別養護老人ホーム「京都八勝館」開館</p> <p>10月 第43回京都国体秋季大会開催(ハンドボール・綱引き競技)</p> <p>9月 京都府が男山を鳥獣保護区に設定</p> <p>12月 個人情報保護条例施行。住民記録の電算処理開始</p> <p>3月 中学校に「L」教室設置</p> <p>6月 内里地区で第二京阪道路着工</p> <p>11月 第2・第4土曜日閉庁。日曜窓口を廃止し、金曜夜間窓口開設</p> <p>3月 八幡地区ほ場整備事業竣工</p> <p>4月 「みどりの条例」施行。京都八勝館に在宅介護支援</p>	<p>2月 八幡警察署開署</p> <p>4月 生活情報センター、教育研究所開設。特別養護老人ホーム「京都ひまわり園」開館</p> <p>6月 京都ひまわり園に在宅介護支援センターとティサイリスセンター開設</p> <p>7月 美濃山高区配水池完成</p> <p>10月 一時的保育開始。八幡青年会議所発足</p> <p>12月 シルバーライフラインシステム導入</p> <p>3月 放生川一帯の修景整備完成。老人保健福祉計画を策定</p> <p>9月 「やわた放生の景」事業が完成</p> <p>1月 阪神淡路大震災が発生。被災地へ市から救援活動</p> <p>4月 地域防災無線システムの運用開始。消防本部に高規格救急車を配備</p> <p>5月 不登校児童・生徒の指導教室「エンジン」広場開設</p> <p>7月 府道交野久御山バイパス開通。市道八幡城陽線の</p>	<p>3月 八幡北部地区ほ場整備事業が完了</p> <p>4月 障害者計画策定</p> <p>5月 八幡市民農園開園</p> <p>6月 知的障がい者ガイドヘルパー・要約筆記奉仕員派遣事業開始</p> <p>7月 子育て支援センター「あいいいポケット」開設。自主防災推進協議会発足</p> <p>10月 福祉センター・障がい者生活支援センター開設</p> <p>11月 生涯学習センター開館</p> <p>12月 ふるさと学習館開館</p> <p>2月 地域振興券配布</p> <p>3月 市道八幡城陽線開通</p> <p>4月 みどりの基本計画策定。男山散策路「こもれびルート」完成</p> <p>5月 志水防災広場が完成</p> <p>8月 松花堂庭園茶室梅隠前に「水琴窟」を設置</p> <p>10月 情報公開条例施行および情報公開総合窓口設置</p> <p>12月 岩田工業団地が完成</p> <p>1月 上津屋工業団地が完成</p>	<p>3月 観光基本計画策定。市道橋本南山線(国道1号洞ヶ峠〜生涯学習センター)が開通。市道八幡田辺線が開通。第二京阪道路(巨椋池IC〜枚方東IC)が開通。国民健康保険診療所を閉鎖</p> <p>4月 新消防庁舎・市民防災広場を開設。環境マネジメントシステムの運用開始</p> <p>7月 上津屋北部工業団地が完成</p> <p>8月 第二外環状道路(大山崎JCT〜久御山JCT)が開通</p> <p>11月 淀川御幸橋が開通</p> <p>12月 乙訓方面へ接続する国道478号が開通</p> <p>(次ページへ)</p>
---	---	--	---	--



山手幹線の供用を開始(平成14年8月)

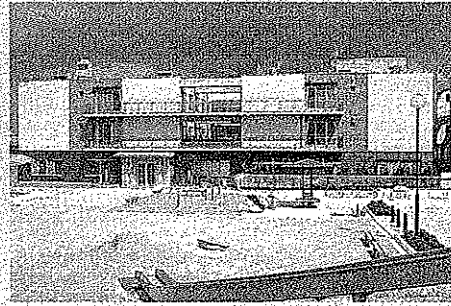


京都国体秋季大会開催(昭和63年10月)

八幡のあゆみ

(前ページの続き)

平成16年(2004年)



有都福祉交流センターが開館(平成16年10月)

1月 市民スポーツ公園の整備完了

3月 上奈良工業団地が完成

7月 市内幼稚園、小、中学校の敷地内を禁煙

10月 有都福祉交流センターが開館。市役所庁舎内を禁煙

平成17年(2005年)

2月 コミュニティバスやわたの実証運行を開始

4月 文化芸術振興条例を施行。次世代育成支援行動計画をスタート

5月 学校再編整備の基本方針



コミュニティバスやわたの実証運行開始(平成17年2月)

11月 学校ユニバーサルデザイン化構想を作成。児童虐待防止ネットワークを設置

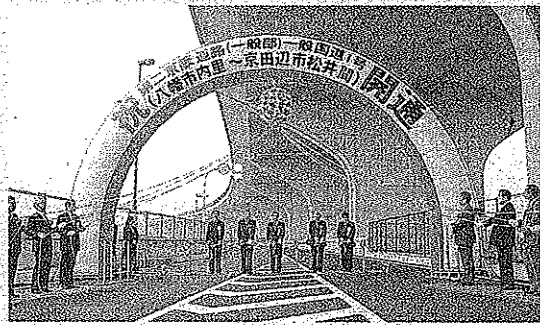
平成18年(2006年)

3月 学校再編整備計画を策定

4月 文化センターなどの管理運営に指定管理者制度を導入。人権のまちづくり推進計画を策定

10月 美しいまちづくりに関する条例を施行

12月 第4次総合計画策定



第二京阪道路の側道部が開通(平成19年3月)

2月 地域防災計画改訂。国民保護計画策定

3月 第二京阪道路(内里-京田辺市松井間)の一般部(側道)が開通。障がい者計画の見直しおよび障がい福祉計画策定

4月 くすのき保育園を民間化。府立京都八幡高等学校開校。助役を廃止。副市長を配置

6月 地域活動支援センター「やまびこ」開設

7月 収入役を廃止。会計管理者配置

11月 市制施行30周年

春には桜が満開となる「さざなみ公園」は、市民の憩いの場として親しまれています。東側を流れる放生川を含めた周辺を、市のシンボルゾーンとして景観整備等を進めています。

将来都市像に向けて

躍動するまち「やわた」

八幡市の長期的なまちづくりの基本指針である第4次八幡市総合計画では、豊かな緑と水、優れた歴史・文化資源にめぐまれた市の特徴と、これまで住宅都市として発展し、生活環境・都市基盤の整備を進めてきたまちづくりの経緯を踏まえ、八幡市の将来都市像を「自然と歴史文化が調和し、人が輝くやすらぎの生活都市～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」と定めています。

市では、第4次総合計画に基づき、「自立と連携」「公開と協働」「信頼と安心」の3点を基本的な姿勢として、市民、NPO、事業者と行政がともに考え、ともに行動し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していきます。

まちづくりの進め方

○自立と連携
地方分権が進み、これまで

以上国や府から自立したま

男山団地などの住宅地は、京都と大阪という大都市の近郊である立地条件を生かし、発展してきました。今後は少子高齢化やライフスタイルの変化等に対応した住宅・住環境の整備を推進します。

○信頼と安心
市民、NPOと行政、市民

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、地域全体の願いです。子どもたちの安全と学校を中心とする各種団体の活動の拠点となる学校施設の耐震化を進めています。

自治組織やPTAが、地域で子どもの安全を守る活動などを展開しています。このようなコミュニティ活動をさらに活性化させ、多様な厚みのある地域活動を支援します。

